

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和2年9月4日

【開催日】 令和2年9月4日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時40分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰
----	-----

【執行部出席者】

副市長	古川博三	建設部長	森弘健二
建設部次長兼下水道課長	井上岳宏	下水道課主幹	藤岡富士雄
下水道課課長補佐	西崎大	都市計画課長	高橋雅彦
都市計画課課長補佐	大和毅司	都市計画課都市整備係長	藤本英樹
都市計画課管理緑地係長	森山まゆみ	土木課長	泉本憲之
土木課河川港湾係長	立野健一郎	土木課用地係長	日高辰将
経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課農林係長	平健太郎

農林水産課水産 係長	藤 澤 竜	農林水産課耕地 係長	本 多 享 平
商工労働課長	村 田 浩	商工労働課主査 兼商工労働係長	宮 本 渉
商工労働課企業 立地推進室主任	水 野 雅 弘	商工労働課公共 交通対策室主任	大 森 一 世
農業委員会事務 局長	幡 生 隆太郎	農業委員会事務 局主査	吉 田 悦 弘
土木課道路整備 係長	三 塩 泰 史	土木課管理係長	松 崎 博
建築住宅課長	辻 永 民 憲	建築住宅課課長 補佐	銭 谷 憲 典
建築住宅課主査	石 田 佳 之	建築住宅課建築 係長	山 本 雅 之
建築住宅課住宅 管理係長	重 村 亮太郎		

【事務局出席者】

局 長	尾 山 邦 彦	書 記	光 永 直 樹
-----	---------	-----	---------

【審査事項】

- 1 議案第89号 令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について
- 2 議案第78号 令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

午前9時 開会

中村博行分科会長 おはようございます。ただいまより、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開催いたします。早速審査に入ります。

河口経済部長 ちょっと時間を頂きまして、農林水産課におきまして9月1日

で人事異動がございまして、異動の職員がございますので、ちょっと自己紹介をさせていただきます。

藤澤農林水産課水産係長 9月1日で農林水産課水産係に配属になりました藤澤です。よろしく申し上げます。

中村博行分科会長 それでは審査番号1番、議案第89号令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について、執行部のほうの説明を求めます。

川崎経済部次長 それでは令和2年度一般会計補正予算について御説明いたします。農林水産課分は4件でございます。補正予算書25、26ページをお開きください。まず、下段の6款2項2目林業振興費について御説明いたします。この中には、地域が育む豊かな森林づくり事業と森林経営管理事業の二つの事業による増額補正となっております。地域が育む豊かな森林づくり推進事業は、川上地区の農地に接した竹林0.9ヘクタールを伐採し、集落周辺の里山林の一体的整備による緩衝帯機能により、鳥獣被害を軽減するための取組であります。事業費は200万円で13節委託料、地域が育む豊かな森林づくり推進事業委託料200万円を計上しております。財源は全額県補助金でありまして、歳入は16款2項県補助金、4目農業水産業費県補助金200万円を計上しております。もう一つの森林経営管理事業は私有林人工林において、森林経営の意向調査の準備業務を行うとともに、森林整備事業に必要な林道作業道4か所の整備を行うものであります。歳出は11節需用費、修繕料380万1,000円。13節委託料、調査委託料60万円の合計440万1,000円を増額するものでございます。財源は全額森林環境譲与税で、歳入は森林環境整備基金繰入金440万1,000円を計上しております。次に、事業費は変更がありませんが、財源内訳の変更による補正が2件ございます。予算書の25ページ、26ページになりますが、まず、6款1項6目土地改良事業は、海岸保全施設整備事業の地方債の

内示が変更となり、地方債が40万円の減額で、一般財源が40万円の増額となりました。27ページ、28ページをお開きください。次に6款3項3節漁港建設費は、護岸等補修事業が県の協議によりまして地方債で充当することとなりました。それに伴いまして、地方債が90万円の増額で一般財源が90万円の減額となっております。歳入は22款1項4目農林水産業債で、農業債40万円の減額と水産業債90万円の増額を計上し、合計50万円の増額となっております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

泉本土木課長 それでは、土木課分について御説明いたします。議案書27、28ページをお開きください。8款土木費、3項河川費、1目河川管理費について説明いたします。これは、令和2年度予算として3月議会において審議、可決していただいた普通河川猪渡川の^{しゅんせつ}浚渫事業費について、予算額の変動はありませんが、財源内訳に変更が生じたものです。原因といたしましては、令和2年度から創設された緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業において、普通河川が対象になったことによるものです。このことにより、予算を一般財源から市債に振り替えるものです。このため、一般財源で計上していた500万円を減額することといたします。これに関連して15ページ、16ページをお開きください。22款市債、1項市債、5目土木債、3節河川債について御説明いたします。先ほど説明いたしました一般財源の減額分については、緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業として治水対策債に振り替えるため、500万円の増額補正といたします。引き続きまして、27ページ、28ページにお戻りください。8款土木費、3項河川費、2目砂防費について御説明いたします。7月5日から7月8日まで梅雨前線豪雨により、山口県が所有する船木雨量局で24時間雨量132、最大時間雨量18ミリが記録されました。この豪雨の影響により、7月7日に角石地区において、延長17.5メートル、高さ9メートルの崖崩れが発生いたしました。被災場所については、第89号の参考資料の位置図のほうをお配りしておりますが、それにあります角石3地区になります。被害については、崩れた土砂が宅地の一部を被ったものの、人

命や家屋の破壊等、大きな被害はありませんでした。しかしながら、当該地区は、急傾斜地崩壊危険区域として土砂災害危険区域に指定されるとともに、地域防災計画にも記載されており、人命保護の観点から崖崩れ再発防止として対策施設を設けることといたしました。なお、この事業に採択については、崖崩れを起こした箇所において激甚災害に指定されること、崖高が5メートル以上あること、人家2戸以上に被害を及ぼすと認められる等基準があり、これを満たしていることから国及び県の補助を受けて事業を実施するものであります。激甚災害においては、令和2年8月25日に閣議決定され、8月28日に公布、施行されております。事業名称は、災害関連地域防災崖崩れ対策事業角石3地区となります。事業費については、13節調査設計委託料が700万円、15節工事請負費が2,810万円となり、これを増額補正いたします。最後に事業費の負担割合は、国が50%、県が25%、市が15%。あと地元負担金が10%となります。あわせて、これに係る歳入について説明いたします。11、12ページをお開きください。13款分担金及び負担金、1項分担金、1目土木費分担金、2節河川費分担金について説明いたします。この事業は、地元負担金を徴収することとなっておりますので、事業に係る事業費の10%に当たる349万円を受益者に負担してもらい、事業費として充てることとしております。続いて13ページ、14ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、6目土木費県補助金、3節河川費県補助金について説明いたします。この事業が間接補助となっていることから、国、県の補助金がこの費目に合わせて入ることとなっております。金額は、2,617万5,000円で、全体事業費の4分の3に当たります。内訳は、国が全体事業費の50%で、1,745万円、県が25%の872万5,000円となっております。最後に、15ページ、16ページをお開きください。22款市債、1項市債、5目土木債、3節河川債について説明いたします。この事業に当たり崖崩れ対策事業債が活用できることから、市が支出する523万5,000円のうち、470万円については市債を充てることとしております。それでは、11款の説明に入ります。議案書31、32ペー

ジをお開きください。1 1 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋りょう河川災害復旧費、1 5 節工事請負費について説明いたします。先ほど説明いたしました角石地区と同じ7月5日から7月8日までの梅雨前線豪雨の影響により、7月7日に公共土木施設である市道片山線が被災いたしました。場所においては先ほどの位置図にある片山線と記されたところでございます。このため、この箇所の災害復旧事業を実施いたします。被害については道路法面が延長6.3メートル崩壊いたしましたので、これについてコンクリートブロック積みで復旧予定であります。事業名称は市道片山線道路災害復旧工事。事業費については1 5 節工事請負費を復旧事業費として2 4 0 万円増額補正いたします。なお、事業費については、6 6.7%が国庫負担金で充てることとなります。あわせて、歳入について説明いたします。1 1、1 2 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧費国庫負担金について説明いたします。これについては、先ほど説明した市道片山線道路災害復旧工事分と昨年度施工した準用河川宗末川河川災害復旧事業分がありますので、それぞれ御説明いたします。まずは、片山線災害復旧工事から説明いたします。公共土木施設災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法により、国が3分の2を負担することが規定されておりますので、これに相当する1 5 3 万4, 0 0 0 円をこの事業に充てることといたします。次に、準用河川宗末川河川災害復旧工事分について説明いたします。これは、令和元年度に発生した災害の復旧工事分となります。事業につきましては、令和元年度1 2 月議会において補正予算を計上し、その一部を3 月議会において繰越明許費として設定し、事業を実施してきております。本年の5 月には復旧工事が完了し、事業費が確定しております。繰り返しになりますが、事業については3 分の2が国の負担で賄われることになっております。国におきましては、3 年復旧のための予算措置の考え方により、初年度に8 5 %、2 年度目に9 9 %、3 年度に1 0 0 %の進捗を標準として予算措置を行っている状況にあります。当市においては、昨年度1 8 7 万8, 0 0 0 円の交付決

定をもらっていますので、改めて事業費について交付決定をしていただき、国庫負担金として104万3,000円を交付してもらうものです。参考として、昨年度の災害復旧の交付率は64%でございました。今、説明をいたしました2件の合計額257万7,000円が今回の国庫負担金に係る補正の金額となります。次に、17ページ、18ページをお開きください。22款市債、1項市債、8目災害復旧費、1節公共土木施設災害復旧債について説明をいたします。これにつきましても、先ほど説明した国庫負担金と同様に本年度の災害復旧事業分と昨年度発生した災害復旧事業分となります。本年度が70万円。昨年度が40万円合わせて150万円となっております。最後に、本年度の災害に係る災害査定は9月の14日の週に予定されております。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

高橋都市計画課長 引き続きまして都市計画課分について説明させていただきます。補正予算書の27ページ、28ページを御覧ください。8款土木費、5項都市計画費、2目緑地公園費20万円を増額補正するものです。13節委託料公園管理委託料20万円の増額につきましては、厚狭駅南部地区にありますさくら公園に植栽してある桜の樹勢を回復するために、堆肥や肥料等による土壌改良を行うための委託料です。この公園には17本の桜がありますが、そのうちの6本程度に対する施工を予定しております。続きまして、関連があります歳入について御説明させていただきます。補正予算書の15ページ、16ページを御覧ください。18款寄附金、1項寄附金、5目土木費寄附金20万円を増額補正するものです。1節土木費寄附金20万円につきましては、寄附申出者からの寄附金を増額するものです。寄附申出者からは、寄附の目的といたしましてさくら公園に植栽してある桜の花がもっと咲くように、樹勢を回復させてほしいとの御要望がありましたので、その御要望に沿うような施工内容といたしました。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

中村博行分科会長 これで一応終わりですよ。それでは最初からいきましょ
うかね。質疑に入ります。6款農林水産業費25、26ページの両方行
きましょうかね。25、26ページで質疑を。

森山喜久委員 農林のほうで、地域が育む豊かな森林づくり推進事業で川上地
区ということと林業の整備で4か所という話になっているんですけど、
図面とかはないんですか。土木のほうから場所の指示がされているん
ですけど、例えば川上地区のほうでも316号線沿いなのか奥の谷のほう
なのか宗末方面なのかとかいうふうな形の分も含めて、全てをしろとは
言いませんが、その場所というのは示していただいてもいいのかなとい
うふうに思いますが、その辺どうでしょうか。

川崎経済部次長 用意させていただきます。

森山喜久委員 図面は追々来るとして、確認なんですけど、地域が育む豊かな
森林づくりの推進事業、今まで平沼田地区のほうでやってきた事業なの
かなというふうに思っているんですけど、それが今回の補正になった理
由はどういうことでしょうか。

山崎農林水産課技監 当初予算で計上したかったんですけども、地域が育む森
林づくり推進事業なんですけど、これは県の補助事業でありまして、昨年
度までで一つの計画というのが5年単位だったと思うんですけども、そ
れが終了いたしまして、次の令和2年度から始まる地域づくり推進事業
が、具体的なところまでは行っていなかったということで、要綱等が4
月末ぐらいに決まったんです。結果的に継続ということになったんで、
当初予算では上げられなかったんで、昨年度までもやっていますけども、
それも今回の補正で計上させていただいたということになります。それ
で先ほど森山委員の平沼田地区というところがあったんですけども、昨
年度まで平沼田地区については、同じように竹林伐採ということで、竹
林伐採をした後に昨年度については再生竹除去ということで、一旦は竹

林を伐採して、そのあとに竹というのは伸びが速いので再生竹除去という事業をやっておりました。でも、平沼田地区についてはそれでおおよその地区が終わったということで、今回については川上地区でやっていくという計画になっております。場所については地図を付けていないのが大変申し訳ないんですけども、316号線から少し入ってきた奥の浴というところと、それから更に東のほうに入ったところになるんですけども、開ヶ迫という地区のところ、竹林がかなり繁茂しているということで、地元の要望もありまして、その2か所について、地域が育む森林づくり推進事業を計画しているところであります。

中村博行分科会長 小野田地区の人からすれば、今おっしゃったような説明ではちょっと分かりにくいわけですよ。どこかって感じで、できれば地図をしっかりと付けて、それでこの事業っていうのは、森山委員から出たように平沼田地区で始まったと思うんですけども、これを一つのモデル地区みたいな形で広げていくということで理解していいですか。

山崎農林水産課技監 そのとおりでございます。平沼田地区っていうところ、おおよそ終わりました、今回については、川上地区でやるんですけども、その後、竹林っていうのはなかなか多いと思うんで、その辺は要望を聞きながらやっていけたらと思っております。

森山喜久委員 確認すると、一応ここの業務のほうは竹林伐採ということでよろしいでしょうか。

山崎農林水産課技監 そのとおりでございます。

森山喜久委員 あと川上地区でよく316号線を通る中で言えば、竹林伐採をこの間もしていたと思うんですけど、今まで県と川上地区が直接の委託契約でやられていたのを、今年度からは市を通してこの地域が育む豊かな森林づくりの推進事業をするという理解でよろしいでしょうか。

山崎農林水産課技監 この地域が育む推進事業というのは、県が主体となってやるものでありまして、市が主体でやるものと県がやるっていうところもあります。その部分については個人が県に申請されてやっているというところもありまして、いろんな場合があるんですが、市が主体のものについては竹林伐採と同じように、県も竹林の伐採というのは、個人からの申請によって、山口県が主体でやられております。市については農事組合だとか、今回、川上については農事組合なんですけども、法人とといったようなところでやられるものについての補助となっております。

森山喜久委員 ちなみに参考になんですけど、この竹林伐採をした後、その竹の処理ってどういうふうにしているんですか。

山崎農林水産課技監 竹の処分についてですけども、実際には持ち出しておりません。県の事業としましては、持ち出すところまでは入っていないので、そこに例えば竹柵というようなものですかね、転げ落ちないようにして、そこに積むだとかということではしております。

中村博行分科会長 森林環境整備基金っていうのがありますよね。そういったものの充当は全然ないんですかね。別の事業なのかな。

山崎農林水産課技監 森林環境譲与税、一緒に今回も申請しているんですけども、この地域が育む森林づくり推進事業につきましては、山口県が森林環境税のかなり前になると思いますけれども、財源として県民1人当たり500円なりというようなところを財源としておりまして、荒廃林だとか竹林だけでもないんですけども、荒廃した竹だとか、あと針葉樹だとかというようなものについても、荒廃林を防ぐことを目的に補助するものであります。森林環境税については、私有林のうち、人工林で森林整備に直結する松や杉を守っていきこうというようなところになっております。

中村博行分科会長 25、26ページはいいですか。

高松秀樹委員 この推進事業の目的の部分なんですけど、先ほど説明では鳥獣被害が何とかと。でも今のお話は竹林の整備をするっていうことなんですけど、この事業の目的は何になるんですか。

山崎農林水産課技監 荒廃林を防ぐということになるかとは思いますが、イノシシの鳥獣対策として、うっそうと茂るものではなく、開けた光が入るように竹林伐採をして森林と里山の家を分けるというところで、イノシシについても人家に入ってくるのを防ぐというのが目的になっております。

高松秀樹委員 よく分からないんですが、こういう事業をすると鳥獣被害、つまりイノシシが入ってきた畑を荒らすことが防止できるんですか。

山崎農林水産課技監 直接的にはどうかっていうところもあるんですが、先ほども言いましたように、イノシシの住処となるというようなところで、その竹林についての放置竹林を伐採して、田畑とか田園だとか家に入るだとかについて開けた部分については、なるべく下に降りてこないように明るい部分を作るということも目的になっております。

高松秀樹委員 小野田地区のほうはもしかしたらそうかもしれませんけど、山陽地区はこのような状況、竹林がうっそうと茂っていたり、その奥にイノシシがおったりするような場所っていうのはやっぱりたくさんあるんですか。平沼田から始まったっていう話でしたけど、たくさんあるのであれば、今後こういう事業というのは、随時、早期に進めていくということになるんですか。

山崎農林水産課技監 イノシシ被害も今多い中で、竹林についても成長が速いというところで、荒廃林について竹林が多いというところもありますの

で、その辺の部分について整備していきたいというところで考えております。

高松秀樹委員 質問は、今回はこれで整備するっていうことで、そうですねってなりますけど、特に山陽地区を中心としてこのような地域がほかにもたくさんあるのか、ないのか。ないならば、これでもうほかないですよってなるんですけど、何となくずっと山が多いんで、いろんなところでこういうことになっている状況があるのかなと思うんで、そこはどうかですか。

山崎農林水産課技監 イノシシの被害も現状としてかなり多い中で今回、川上地区になっておりますけれども、ほかの山陽地区についても、現状としては竹林の中にイノシシがというところもありますので、その辺は現状としては多いというような状況になっております。ただ、先ほども申しましたとおり、市は農事組合と個人についても県でやられているというようなこともありますので、川上地区だけでなく、例えばほかの地区についても、直接的に県のほうで個人の部分について竹林を伐採するというところもあります。

森山喜久委員 今、図面を頂いて、今度は林道のほうで林道が4か所示されていますが、この4か所のそれぞれ何メートルずつ修繕するのか。それを教えてもらっていいですか。

山崎農林水産課技監 その林道福田大持線については、支障木の伐採だとかというところで、1,300メートルほど支障木の伐採だとかを考えております。次に林道松岳畑線なんですけども、こちらのほうは700メートルほど支障木の伐採等、それから不陸整正なりっていうところで、路面が悪いのでその辺を補修していきたいということと、それから林道金比羅線っていうのが美祢に一番近いところにあるんですけども、この部分については支障木の激しいところが50メートルぐらいあるのでそち

らをやるのと、路面の不陸整正なりを500メートルやっていきたいと
思います。もう一つ、林道金比羅線というものの先に作業道があるんで
すけども、作業道大迫山線っていうのがありましてこの部分については
支障木を700メートルほど伐採というようなことで、通行に支障のな
いようにやっていきたいと計画しております。

森山喜久委員 林道は3本でプラス作業道ということですかね。

山崎農林水産課技監 そうです。

藤岡修美副分科会長 林道、作業道の区分けの基準っていうのが知りたいのと
今の説明があったのが、今回の補正の林業振興費、需用費の修繕料に当
たると考えていいんですか、381万1,000円。

山崎農林水産課技監 一番元となるところが森林環境税というところで、今回
の当初予算では業務委託のみであったんですけども、その中で今年の終
わりぐらいに森林環境税が国のほうからの剰余が倍以上の金額が来まし
て、使い道といたしまして増額に伴っての使途の明示というのが林野庁
のほうからありまして、その部分については、森林整備に関わる林道、
あるいは作業道について、国の補助とならない林道開設だとかというも
のにならないものについて、通常の維持管理について、使って構いませ
んというところがありますので、そちらのほうで今回修繕という格好で
挙げさせていただいた次第です。林道と作業道の区分なんですけども、
林道は一般の人が通れるっていうところもあるんですが、作業道につい
ては森林整備をする目的で同じ目的ではありますが、林道よりも先のと
ころについて、例えば個人、自由に一般の人が入れるというものではな
くて、近くでもう森林整備を、伐採をして切り出すというような道にな
ります。今回、特に一番大きい作業道になりますので、そちらのほうか
かなり荒れていて、林業に対して、そちらのほうを整備しようという格
好にしております。どちらかという、林道金比羅線との一体的にやっ

ていきたいということで考えております。

藤岡修美副分科会長 例えば建設部関係の市道といえ、道路台帳でそういったのが管理されていますけども、農林関係のこういった林道、作業道っていうのは、そういう管理台帳みたいなのは、きちんと整備してあるんですか。

山崎農林水産課技監 林道台帳はあります。林道の増設だとか延長だとかっていうものについては、林道台帳のほうに掲載して、県なりにもその辺は申請をしているところです。

高松秀樹委員 林業従事者っていうのは、市内にどのぐらいいらっしゃるんですか。

山崎農林水産課技監 はっきりした数字は持っていません。すみません。

中村博行分科会長 森林関係、かなり目を向けられるようになったと思うんですけど、市の体制としてこれに携わられる職員が何人いらっしゃるんですか。

川崎経済部次長 一応、農業、林業、耕地の関係、水産でそれぞれ係で割り振っておりますが、専業というか主でやっておるのが1名です。あと、兼務で1名おります。

中村博行分科会長 あんまり変わっとらんね。それでは、27、28ページから。

高松秀樹委員 さくら公園の桜はこの春の状況はどういう状況だったんですか。17本あるってことですが。

高橋都市計画課長 このさくら公園にあります桜は樹勢が本当に弱くて、桜の花の付きが悪いということで、ここ数年ずっと少しは咲いているんですが、ぱっとしてないという状況が続いているということです。

高松秀樹委員 ということは17本中6本って話でしたけど、ほかの11本については、次の春も咲かない可能性があるってということですか。それとも咲く可能性があるってということですか。

高橋都市計画課長 残り11本分については、咲かない状態が続くのではないかと思います。

高松秀樹委員 今回は寄附金で措置しようって話ですけど、行政の中で残りの11本もこの際だから予算付けをっていう協議はなかったですか。

高橋都市計画課長 そういったことも少し考えましたが、この度施工する内容で効果を確認しながら、次年度に向けて検討していこうかなというふうに思っております。

高松秀樹委員 ということは、この6本について来年春に効果が現れない可能性があるというふうに聞こえたんですが。

高橋都市計画課長 樹木は生き物ですので、やってみないと分からないというところはありますが、寄附申出者の御意向に目いっぱい沿えるような形でこの度の施工は考えておりますので、期待されるべき効果が少しは出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

高松秀樹委員 寄附者からすると、満開の桜が見たいということで、20万円寄附されて、来年の春咲かなかったら結構落胆しますよね。

高橋都市計画課長 そうですね。本当にこの事業をやったからといって、必ず

樹勢が回復してぱっと咲くという効果はなかなか申し上げにくいので、寄附申出者から今回の協議があったときに、新しい桜を植えられませんかと提案したんですが、そうではなくて、今ある桜を少しでも元気にさせてほしいという御意向でしたので、それに沿えるような形で今回の施行は考えております。

森山喜久委員 災害の関係のほうで聞きたいんですけど、今回崖崩れという形の分で先ほど、国50、県25、市15、地元負担10という形になったんですけど、これは激甚災害の認定をされてもこの数字ということによろしいんでしょうか。

泉本土木課長 そのとおりでございます。

藤岡修美副分科会長 角石地区なんですけど、急傾斜地の危険区域の指定ということで、該当というか今指定されてある区域全部をこの度の事業でやられるということでしょうか。

泉本土木課長 この度、崖崩れに関しては崩れたところのみが対象となります。ですから、ほかの部分については指定するわけでもなく危険区域としてそのまま残るようになるんですが、市としましてはハザードマップを30年に配布しております。それを見ていただいて危険なときには逃げていただきたいというふうに、うちのほうからお願いしておるところです。

藤岡修美副分科会長 地元負担を取られるっていうことですがけれども、ちなみに関係戸数というか、何戸ぐらいあるんですか。

泉本土木課長 今回の関係戸数につきましては、アパートが入ってきます。それで対象は2戸なんですけど、アパート自体は4戸あると認識しております。それが対象となってきます。

中村博行分科会長 先ほど緊急^{しゅんせつ}浚渫推進事業というのがあるということで、令和2年度に新しくできたということですが、これは普通河川も全部対象ということでもありますので、これに関わるような河川が本市にはたくさんあると思うんですけども、この事業にどのように乗っていくかということについて説明いただけますか。

泉本土木課長 普通河川も対象になったというのが、この先に大きな台風が来たときに国のほうがこれを是非進めたいということで、令和2年から令和6年までの間について、この推進事業について進めなさいということになっております。うちのほうも、元々河川については^{しゅんせつ}浚渫のほうをしていかないといけないという認識は持っておりますので、それについて計画を進めております。事業債のある間に大きく進めていきたいと思っておりますので、予算額については令和2年度から大きく膨らませております。参考といたしましては、普通、今年については準用河川になるんですが、大道畑川、これについては1,000万円の予算を挙げておりまして、審議、可決していただいております。ほかについてもうちのほうで把握をしているところがありますので、計画的に進めていきたいと思っております。

中村博行分科会長 ^{しゅんせつ}浚渫要望は市内にもたくさんあると思うんで。27、8ページいいですか。そうしたら、災害に行きましょう。31、32ページ、豪雨災害関係。それでは、歳入のほうですね。11ページぐらいからやろう。11ページから歳入全般で。ちょっとお聞きしますが、調査の補正とか水産業施設整備事業債、これについて何か説明を加えるような点がありますか。報告する材料はないということでもいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では質疑を打ち切ります。したがいまして、議案第89号につきまして、産業建設分科会分としての審査はこれで終了いたします。お疲れ様でした。9時50分まで。暫時休憩に入ります。

午前9時45分 休憩

中村博行分科会長 休憩前に引き続きまして分科会を続けます。それでは、審査番号 2 番の議案第 7 8 号令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定についての審査番号①、5 款労働費から審査に入ります。それでは、2 1 2 ページからページを追っていきましょう。2 1 2、1 3 ページ。何かありますか。労働会館、古いですけど、何か手を入れたりせんといけん部分というのが、現在見受けられますか。

村田商工労働課長 労働会館につきましては、近年、空調設備のほうも改修いたしましたので、今時点で特に大きな修繕というのはありません。修繕しなければならない箇所はありません。

中村博行分科会長 以前床がすべって転んじゃったケースがあるが、あれは何か対応されましたか。

村田商工労働課長 利用者に注意喚起というのはしっかりやっておるところなんですけど、特にその原因っていうのがよく分からないんで、またよく注意したいと思っております。

中村博行分科会長 それでは 1 4、1 5 ページから。中小企業関係。

岡山明委員 公民館と併用している勤労青少年ホームの今後の方向性をお聞きしたいんですが。

村田商工労働課長 公民館と併設しているのは、小野田の勤労青少年ホームになります。こちらのほうにつきましては、今年度、県、国のほうから補助金を頂いて建設しておりますので、県、国のほうに公民館に転用するという申請をこれから上げることにしております。それが認められれば、

そのままの公民館に移管したいと思います。特に利用者はそのまま使っていただくので支障等はないと考えております。山陽勤労青少年ホームにつきましても、これも今年度いっぱい廃止する予定にしておるんですが、この3月に利用者の方に廃止のお知らせとアンケート調査の願いをしております。今、もし、山陽勤労青少年ホームがなくなったときに、どちらに移転したいかというアンケートを取って、今コロナの関係でなかなか活動ができてなくて集まりが悪いんですけど、厚狭公民館に移りたいとかそういった要望があったときに、その団体ごとに今お話を調整しておるところでございます。ですから利用者の方、皆さんは移転、山陽勤労青少年ホームがなくなることについては、理解を頂いておるところでございます。

岡山明委員 小野田のほうの青少年、今言われたように公民館に転用するという状況ですが、耐震化はどういう形で進んでいるかをお聞きしたいんですけど。

村田商工労働課長 現在、市で個別施設計画、公共施設の再編計画を行っておりますので、その関係もありますので今後転用したときに高千帆公民館がそのまま継続させるのか、例えば福社会館とかどこかと統合させるのかとか、そういったのを企画課で調整していると思いますので、その方向性が決まれば耐震化をするとかの具体的な事業に入っていくと思っております。

岡山明委員 ちなみに何年に建てられた建物ですかね。

村田商工労働課長 昭和50年代前半です。

高松秀樹委員 この勤労青少年ホームってそもそも設置目的っていうのは何ですか。

村田商工労働課長 昭和30年代に旧勤労青少年福祉法、今は名前が変わって青少年の雇用の促進等に関する法律になっておるんですが、それが制定されて、元々は地方から都会のほうに集団就職で行かれる方が、企業で働くだけでは友達とかもできないということがあって、それで私生活で、交友関係を増やしてもらおうということが目的で、それぞれの自治体に国が補助金を出して、青少年ホームを建設していたっていうのがもともとの経緯でございます。

高松秀樹委員 このホームの独自事業というのは何になりますか。

村田商工労働課長 現在のホームのほうでしている主催事業につきましては、主催事業でよろしいんですよ。小野田のほうは西洋料理教室とヨガの教室。山陽のほうはクラフトバンドという紙でいろんなものを作るという教室を行っております。

高松秀樹委員 小野田のほうは二つ、西洋料理とヨガって言われましたが、これに勤労青少年がどのぐらい参加されていますか。

村田商工労働課長 去年は結構5割ぐらい西洋料理教室は参加していただいたんですが、通常は1割以下です。青少年の方の参加はほとんどありません。青少年というのは35歳未満の方です。

高松秀樹委員 となると、そもそもこの勤労青少年ホームって必要なんですか。

村田商工労働課長 そういった議論がありまして、平成27年に法律が改正になりまして、勤労青少年ホームの設置をしなきゃならないということが削除されました。ですから、その後に各自治体の判断で勤労青少年ホームの廃止っていうのは進んでおります。うちも勤労青少年ホームの利用者、勤労青少年の利用がもうかなり低いので、公民館に転用したいと考

えております。

中村博行分科会長 ほとんど貸し館的な使用ですよ。

高松秀樹委員 転用っていうのは、勤労青少年ホームそのものがなくなるという意味合いでいいんですか。

村田商工労働課長 条例を廃止したいと考えております。

中村博行分科会長 そういうことやね。ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、労働費の審査を終わります。次に、7款商工費。ここは審査事業がありますので、まず審査事業から入りたいと思います。審査事業の32から入ります。バス活性化システム整備事業について、ここから説明をしてください。

村田商工労働課長 それでは32番のバス活性化システム整備事業につきまして御説明させていただきます。まず事業概要です。このバス活性化システム整備事業は、乗り合いバス事業者がバスロケーションシステムを導入する際の補助事業になります。まずバスロケーションシステムとは、バス利用者の利便性の向上を目的とし、バスの運行状況をリアルタイムで利用者に情報提供するシステムです。利用者はスマホに専用アプリをインストールすることで、自分が乗りたいバスが今どこ走っているのか検索できるようになります。また、バス停に電子表示盤を設置することにより、スマホなしでも運航状況をお知らせすることが可能となります。それでは当事業の実施する背景ですが、国において持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のために、乗り合いバス事業者の生産性向上の取組が不可欠である旨の指針が示され、その取組内容の一つにバスロケーションシステムの整備が挙げられています。このため、乗り合いバス事業者がバスロケーションシステムを導入するに当たり、国庫補助及び県補助が整備されていますが、県補助については市町の補助額が補助対

象経費の10分の1以上であることが要件であり、実質、市町と県による協調補助となっております。このため、市としても補助要綱整備し、乗り合いバス事業者の支援を行うことにより、バスの利便性を図ることで利用促進につなげるといったものです。令和元年度は、本市バス路線の運行主体の一つである船木鉄道がバスロケーションシステムを整備することに伴い予算化したものです。次に一番下の欄の特記事項を御覧ください。このバスロケーションシステムへの補助金は国が3分の1、県が10分の1、市町が10分の1となっており、本市負担の50万円を予算化していましたが、船木鉄道が導入されなかったため補助を行いませんでした。導入しなかった理由としましては、令和元年度に入り、国の整備方針がキャッシュレス社会のインフラ整備に重点を置き、従来のバスロケーションシステム整備よりICカードのシステム整備の優先度が高くなりました。これに伴い、船木鉄道もバスロケーションシステム整備よりICカードシステム整備を優先する判断を行ったため、令和元年度のバスロケーションシステム整備を見送られました。船木鉄道の今後のバスロケーションシステムの導入は未定となっております。以上が説明になります。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行分科会長 それでは質疑を求めます。

森山喜久委員 今回、船木鉄道さんが取り下げたのは、コロナの影響で利用者が少なくなって止めたのかと推測をしたんですけど、そういったことでなくて、あくまでICカード整備を今後優先していくということで、また次年度以降というか将来またそういった形の分で計画してくるというふうな理解でよろしいでしょうか。

村田商工労働課長 先ほど説明のとおりICカードの設置を検討されておられます。諸費用とかランニングコストなどから内部で検討されて、ICカードのみ設置されることを決定されておられます。ただ、ICカードにつきましても、今のコロナ感染症の拡大によって事業者も大きな打撃を

受けておられますので、今後 I C カードもいつ導入されるかは未定です。

宮本政志委員 今の関連で I C カード設置を進めていくのに 1 日当たりのバスの利用者が年々減っていますよね。これはどういうふうに見ていますか。I C カードを設置していったら増えていくかなど。どういうふうな推移を予想されていますか。

村田商工労働課長 I C カードを設置して、直接的に増えるという見込みそういったシミュレーションはしていないんですが、I C カードを設置することで乗換えのときとかもお金をわざわざ払わなくてもいいとか、コンビニとかでもカードが使えますので、利用者の方の利便性は上がるかなど思っております。それに伴ってバスの利用者も増えていけばいいなというふうには希望しております。

宮本政志委員 そうするとこれもバス会社さんが主にやっていくんでしょうけども、今度は高齢者の方っていうのはなかなか使いづらい面があると思うんですけど、市としてどういうふうに対応されていきますか。

村田商工労働課長 バス事業者と一緒にそういったカードの使い方とかはしっかりと P R していきたいと思っております。

森山喜久委員 I C カードの関係で言ったのも船鉄さんもそうなんですけど、元々 3 社対象でやっていくっていう考えもあったと思うんですけど、その辺は今後どういうふうになりそうなんですか。

村田商工労働課長 I C カードにつきましては、サンデンと宇部市交通局は既に導入しておられます。サンデン交通については市町の負担を距離で案分しますので、うちに負担がございませんでした。あと、この資料の平成 29 年の決算額のところに 7, 000 円とあるんですが、このときに宇部市交通局は導入されておられます。すみません、I C カードのこと

でしたね。失礼しました。今のはすみません、バスのロケーションシステムのことでした。ＩＣカードにつきましては、サンデン交通は今年度導入されます。宇部市交通局はこれから導入に向けて動くそうです。

森山喜久委員 もう１回整理しますが、サンデンが今年度導入でそれに対しての路線も距離の案分ということで、山陽小野田市には負担がないという理解でよろしいですかね。

村田商工労働課長 大変失礼しました。バスロケーションシステムのときは負担がなかったのですが、ＩＣカードの導入につきましては今年度、予算化しております。負担額が約２７０万円です。

岡山明委員 確認させてもらいたいんですが、今回のバス活用システム整備事業ということでＩＣカード、バスロケーションシステムの整備事業は両方ともやるってということですか。そうするとＩＣカードの予算も２７０万円あり、なおかつそのロケーションシステムも説明の中入っているんだけど、そういった意味でバスの活用システムっていうのは、両方進められているということを確認したいんですけど。

村田商工労働課長 バスのロケーションシステムとＩＣカードの整備事業は両方進めております。

岡山明委員 ＩＣカードを優先すると、船鉄はやるという状況になると、ロケーションの話は全部を無視して飛んでいるという状況があるから、私も宇部興産病院で確認しているんだけど、宇部市はロケーションシステムをしていて、船鉄がしないっていう状況であれば、ロケーションシステムの予算の継続は廃止ということで、ＩＣカードは２社が進めているから、それを全面的に進めるという事業内容なのか、もう一度確認したいんですけど。

村田商工労働課長 バスロケーションシステムについては、バス事業者への補助になります。これは国が方針を定めてバス事業者がその事業を行っておりますので、バス事業者が今後バスロケーションシステムを導入したいということがあれば、補助していきたいと思っております。

中村博行分科会長 令和元年度の事業、審査では、そこまで入ってなかったわけね。それでは続けていきましょう。

岡山明委員 ICカードの事業を進めるという状況で、そうすると今2社、宇部市営とサンデン両方とも進めているという状況になると、当然船鉄はしないと。利用者というのは、最初にサンデンに乗って船鉄に乗って乗り継ぐという状況の中で、市として3者がうまい具合に連携を取って進めるというのは、市が乗り継ぎとかの最終的な決定権があるかどうか、その辺をお聞きしたいんですけど。

村田商工労働課長 あくまでもバス事業者への補助事業なので市に決定権はないんですが、ただ、便利になることで、船木鉄道も実施したいということでは言われておりますので、あとはタイミングだと思っております。ただ今回、先ほど御説明しましたように、コロナの感染症拡大があったので、先行きが見えなくなっていると、計画が見えなくなっているという状況でございます。

岡山明委員 乗り継ぎの改善策について、住民が最善の形で利用できる形で利用者の人数をもう右肩上がりまでじゃないけど、毎年下がるんじゃないかと水平か右肩上がりするために、市がしっかり進めていただきたいと思えます。最後に市の決意だけ聞いて終わります。

村田商工労働課長 バスの3事業者ともICカードについては進めていくという方針ですので、市としても早期に導入していただけるようにお話ししていきたいと思えます。議員のおっしゃるとおり、便利になりますので、

その辺はしっかりと協議していきたいと思っております。

中村博行分科会長 それでは33番いきましょう。中小企業振興資金等融資事業について説明してください。

村田商工労働課長 それでは33番、中小企業融資振興資金等融資事業について御説明させていただきます。95ページを御覧ください。事業概要ですが、中小企業者等を対象とした低利で有利な市独自の融資制度の整備を行うとともに、制度のPRに努めているところでございます。また、当該融資制度は、山口県信用保証協会が信用保証を行い、市が保証料を全額補給するため、中小企業者にとって利用しやすいものとしております。融資制度の実施に当たっては、融資の原資の一部としていただくため、金融機関へ預託しております。令和元年度の決算といたしましては、金融機関への預託が1億6,500万円。資金融資債務保証料補給金、利用者が保証協会へ支払う保証料の補給が543万5,000円でした。次に、活動指標又は成果指標です。金融審査会の開催ですが、12回の審査会の開催目標に対しまして、実績が10回、達成率が83.3%でした。融資実績額につきましては、毎年多くの方に利用していただきたいことから、できるだけ多くということにしており、実績額が1億6,614万円でした。次に、成果としましては、毎年度、市内金融機関、信用保証協会、両商工会議所と制度の内容について意見交換をしており、そこで改善すべき内容について協議しております。令和元年度も、融資制度の見直しを実施しており、少しずつ利用者も増えております。次に、令和3年度に向けた課題及び改善策ですが、経済情勢等が大きく変化する中、引き続き県や他市の状況も鑑みながら、市内金融機関、信用保証協会、両商工会議所と協議していく必要があると考えております。次に、目標達成度はコンスタントに申請があり、審査会を開催し、実績も上がっていることから総合的に判断して、理由は令和3年度に向けた方向性につきましては時勢に合わせて制度を改善し、利用者を増加していきたいことから、成果を拡充、コストを拡大していきたいと考えております。

続きまして96ページの中小企業振興資金等融資事業についてを御覧ください。1に年度別の融資件数と融資金額を掲載しています。また、2に制度の改正状況を掲載しており、先ほど御説明いたしました。関係機関と協議しながら、制度を改正しています。その結果、1の実績が毎年度少しずつ上がってきております。以上が説明となります。御審査のほどよろしく願いいたします。

中村博行分科会長 質疑を求めます。

森山喜久委員 資料の確認なんです。この度決算資料で挙がっている令和1年の決算額以外のところで、平成29年度の決算額なんですけれど、1億4,100万円と金融機関の預託金になっております。ただ、当初予算は1億1,600万円となっているんですよね。1年半前の当初予算の説明資料と今回の説明資料の数字が違う理由を教えてください。それと96ページの融資件数が平成29年度で15件となっているんですけど、当初は14件というふうな数字があったんですよ。それぞれが数字が違っているところを後でいいんで教えてくださいと思いますのでよろしく願いします。それを一旦置いて、質問させてもらうんですけど、金融機関預託金ですが、現金で金融機関に1億6,500万円全てを預けているというふうに理解でよろしいんでしょうか。

村田商工労働課長 通帳に預金しております。

森山喜久委員 市で管理しているという理解でいいですかね。

村田商工労働課長 通帳に預託しておりますので、銀行が管理しておられます。

森山喜久委員 あと資金融資の債務保証料の保証金なんですけれど、これについては全額を利用者が預けているのか、それとも何%か、例えば10%、20%っていうふうな割合を預けているのかを教えてくださいませんか。

村田商工労働課長 この保証料っていうのが中小企業者が銀行から融資を受ける際に貸し倒れたときに、山口県の信用保証協会がその保障してくれるという保証料を支払う、その金額になります。それでその金額の保証料につきましても、市が全額、中小事業者のほうに補助しております。

高松秀樹委員 資料の95ページに資金名称があるんですけど、一般資金と特別資金の違いっていうのは何ですか。

村田商工労働課長 特別資金につきましても、保証人と担保が不要という制度になっております。

高松秀樹委員 借りる人からするとこの不要のほうを借りたいんですけど、なぜ一般資金のほう、つまり特別資金はゼロ件で一般資金が22件なんだろうかと。

村田商工労働課長 これが市の制度ではなくて信用保証協会の制度が関係しておるんですが、中小企業信用保険法に基づいて保証人担保なしの保険を利用した場合に他種の保険が利用できなくなってしまいます。このため審査、申請される事業者と銀行信用保証協会が話し合っ、一般資金に変更されるとか、そういった利用方法を考えておられます。

高松秀樹委員 ごめん、今の説明がよく分からなかったんですよ。

村田商工労働課長 特別資金を利用した場合に、ほかの融資制度と併用ができなくなるということです。

高松秀樹委員 ほかの融資制度と併用というのは、ほかの市の制度融資の中の問題ですよ。例えば他の銀行だとか政府系そういうところじゃないってことですよね。

村田商工労働課長 信用保証協会が絡む制度については利用できなくなります。

高松秀樹委員 そこは合点がいかんとこなんですよ。そこで審査会行われていますよね。審査会のメンバーっていうのは、どういう方達がメンバーになっていますか。

村田商工労働課長 市と金融機関、金融機関というのはその事業者が利用される金融機関、それと商工会議所と山口県信用保証協会になります。

高松秀樹委員 プロセスを知りたいんですが、まず融資を受けたい人が、例えば市に直接来たのが何件なのか、銀行経由で来たのが何件なのか、会議所経由で来られたのが何件なのかっていうのは分かりますか。

村田商工労働課長 基本、受付は商工会議所をお願いしております。

高松秀樹委員 会議所経由ですよ。会議所はほかに政策金融公庫を扱っていると思うんですけど、政策金融公庫の取扱い、僕のニュアンスですけど、市の制度融資は使いにくいっていうイメージがあった場合に会議所は選択肢がありますよね。一般的には政策金融公庫はもちろん担保なしでいけるんですよ。ここはハードルが高くなっている可能性が僕はあると思うんですが、その辺は例えば利用者等又は会社等、会議所等からどういいう意見がありますか。

村田商工労働課長 市の融資制度についても、まず受付については商工会議所になっておるんですが、それは事業者さんが申し込んだりとか銀行さんが申し込んだりとかいう方法で受付があります。他の制度との利用につきましても、うちの一番の特色といたしましては、信用保証協会の信用保険料が全額市が補給するといったメリットがございますので、その辺どの制度を利用されるかというのはその事業者と銀行が協議をされて決めておられます。

高松秀樹委員 制度融資は、審査から入金までどのぐらい日数を掛けていますか。

村田商工労働課長 今まで月1回の金融審査会でしたので、およそ1か月掛かっておりました。それを今年度、金融審査会を月2回にすることで、2週間程度で融資ができるようにしております。

高松秀樹委員 僕が質問したのは、審査会から入金まではどのぐらいかかっていうこと。その答えが今のところでは2週間と。こんなに早く今出しているんですか。

村田商工労働課長 融資まで含めたら全部で申請から1カ月ぐらいは掛かるんじゃないかなと思います。

中村博行分科会長 申請からね。

高松秀樹委員 その辺で日数を短くしたほうがもちろんいいんですが、そういう協議はされておるとすれば、結論的にはどういう結論が出ていますか。

村田商工労働課長 まず先ほど御説明しましたように、年1回金融機関と商工会議所と信用保証協会と意見交換をしております、その中でそういった議員のおっしゃられるような御意見もありまして、それで今年度、審査会を月2回にして短縮を図ったところでございます。今回この様子を見ながら、ゆくゆくは随時、審査会を行うようにできたらいいなという目標に向かって今検討しておるところでございます。

高松秀樹委員 そこが大事なところで、柔軟に対応するという意味からすると月2回で、例えば15日と30日にする場合、1日に申込みがあったら、2週間ここで置くわけですよ。この申込みの件数を後で聞くんですが、

そんなに毎日毎日申込みもあるような状況じゃないので、随時と言ってもありましたからさあ皆さん集まってくださいという訳にいきませんので、ある程度固定で1週間に1回ぐらいで固定して、申込みがなければ開催されないというようなことが一番望まれると思うんですが、そこを今協議しているということでもいいんですかね。それで、今申込み、融資件数は25件ですよ。全部で令和元年度、申込件数は何件あったんですか。

村田商工労働課長 融資されなかった件数がなかったもので、25件だったと記憶しております。

中村博行分科会長 全部受け付けたと。

高松秀樹委員 窓口で直接制度融資を利用したいんだがという市民はいらっしゃいましたか。

村田商工労働課長 市には直接申込みはありませんでした。電話での問合せ等はあると思うんですが。

高松秀樹委員 結局その改善が必要だと思うんですよ。今、会議所経由が多いっていう話でしたよね。会議所経緯は会員以外は会議所がなかなか動きづらいのがあるんですよ。だから会議所としては、ちょっとテクニックを使って、例えば会員になってくださいという前提があった上でやるんですが、そうじゃない会議所会員でない一般の方は市以外に窓口がないんです。ところが今の話は市に来られないんですよ。ということはおのずとなぜだろうかって僕たちは話をいつもするんですけど、きちんとやっぱり告知をする、ハードルを下げる、敷居を下げるということが今後必要だと思うんですけど、その辺はどうですか。

村田商工労働課長 会議所の会員でない方につきましては、銀行が、市の融資

制度を紹介しておるところでございます。ですから、これからも銀行にしっかりと融資のPRをしていただきたいと考えておりますし、市のほうも積極的にPRしていきたいと思っております。

高松秀樹委員 もちろん分かっています。僕が言うのは市がこういう融資制度について中小企業者の支援についてリーダーシップを取るべきだということなんです。今の村田君の答えは、銀行もやっていますよっていう話、そんなもの当たり前なんですね。プロパーでやる場所もあるし、保証協会付きでやるのもおるんですけど、やっぱり市として支援をしたいんですよ。だから、そこをどういうふうにかをしっかりと協議して、市民の方が直接来られて、こういう融資を受けたいんだけどって気軽に相談できる体制を作るべきだと僕は思いますけど、いかがですか。

村田商工労働課長 おっしゃられるとおりですので、できる限りのことはしたいと思っております。

宮本政志委員 関連するんですけど、96ページの平成30年度に金利の件が書いてありますが、今、金利は。

村田商工労働課長 一般資金と言って通常使う金利につきましては1.8%です。

宮本政志委員 先ほど高松委員の質疑の中でも、やっぱり利用者を増やしていきたいっていうときに、多分、今政策金融公庫なんかもっと利率が圧倒的に低いと思っておりますし、保証料を市が全部負担してくれるから少し金利が高いようであれば、今度利用者も考えると思うんです。金利というのは市が金融機関とか保証協会と話をしていくっていうのは難しいんですか。

村田商工労働課長 金利につきましては、直近でいえば平成30年度に1.9%

から1.8%に引き下げております。その後で昨年度の意見交換のときも、これ以上引下げが必要ですかということを銀行とか信用保証協会とかにもお尋ねして協議して、他市の状況も踏まえると、現状どおりでいだろうということで、今年度は見送っております。またこれは毎年度、意見交換の中で、銀行とか信用保証協会の御意見を聞きながら、考えていきたいと思っております。

宮本政志委員 ということは、金利は市が決められるということですか。

村田商工労働課長 市の制度ですので市が決めます。

宮本政志委員 そうするとやっぱり、この1.8でいいかなとかという判断をするときに周りの金利を見て合わせていかないと、全部そっち側に流れるとかということも考慮して、ちょっと下げていくべきと思っておりますけど、その辺りは。

村田商工労働課長 今の御意見も踏まえて関係機関と協議したいと思っております。

中村博行分科会長 よろしいでしょうか。ここでもう一つ審査事業がありますけれども、時間が時間ですので若干の休憩をいたします。次は10時40分から始めますので、よろしくお願ひします。それでは、休憩。

午前10時35分 開会

午前10時42分 開会

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして分科会を続けます。次に審査番号34番、山口東京理科大学学生定住促進事業について説明してください。

村田商工労働課長 それでは34番、山口東京理科大学定住促進事業について御説明をさせていただきます。まずは98ページ、令和元年度山口東京理科大学定住促進事業について概要を説明いたします。事業概要ですが、当該事業は、本市に住民票を置く山口東京理科大学の学生に対してインセンティブとして住まいる奨励金を交付し、本市への定住を促進することを目的として実施しております。(2)の補助金の交付方法としましては、学生が事前に登録された協力店で買い物をした際にレシート又は領収書を発行してもらい、それを専用の台紙に貼付し、必要事項を記入の上、大学に提出します。大学は審査後、学生に3万円を上限として、商品購入相当額を交付することとしております。(3)対象となる学生は入学時に山陽小野田市の住民基本台帳に登録している学生ですが、令和元年度は平成30年度に申請されなかった在校生も対象としております。(4)実施主体は山陽小野田市ですが、学生への交付事務を山口東京理科大学、協力店の募集を小野田商工会議所、山陽商工会議所に御協力いただいております。2番の協力店ですが、令和元年度の協力店は、小野田地区58店、山陽地区74店、おのだサンパーク124店、大学内のお店が3店、計259店でした。3番の奨励金の交付の結果ですが、全学生1,173人のうち、本市に住んでいる学生が774人、うち市内に住民票がある学生が479人、住まいる奨励金の交付を受けた学生が149人という結果になりました。参考に平成30年度の結果も掲載していますが、着実に市内在住者は増えております。それでは97ページにお戻りください。中ほどの活動指標又は成果指標ですが、入学時に山陽小野田市の住民基本台帳に登録している学生、1年生の割合にしており、目標が70%に対しまして50.9%でした。達成率は72.7%です。成果といたしましては、住民票を移すことにちゅうちょされている学生もいっしゃるようですが、70%を超える学生に市内に住んでいただいております。また、市内事業者につきましても約445万円分の商品の購入があり、学生に対してお店のPRにもつながったと考えております。次に、令和3年度に向けた課題及び改善策ですが、引き続き学生しっかりとPRしていくとともに、学生が利用しやすいよう、協力店の

拡大を図ってまいります。目標達成度は、達成度は50%以上75%未満のC判定としております。今後の方向性としましては、学生の定住促進に向け、制度拡大を図っていきたいと考えていることから、拡充を選択しています。コストは奨励金額等の増減は今のところ予定しておりませんので、現状維持としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 それでは、質疑を求めます。

宮本政志委員 まず98ページの協力店が26増えていますよね。もし分かれば小野田地区、山陽地区と大学内、サンパークって店舗が出ていますけど、どこがどれぐらい増えたか分かりますか。

宮本商工労働課主査 商工労働課の宮本です。昨年、平成30年度を比較すると平成30年度は小野田地区が32店舗、山陽地区が76店舗、おのだサンパーク122店舗。大学内の店が3店舗と変わりません。それで233店舗ですね。小野田地区が26店舗増えているような状況です。

宮本政志委員 97ページの中段の人口数と人件費のところがそれぞれちょっと平成30年度よりもぐっと下がっているんですけど、これはどういうふうに見たらいいんですか。

村田商工労働課長 平成30年度は制度を創設したためにその分の時間が掛かっております。制度が次の年から確立されましたので、流れに乗って減ったということです。

恒松恵子委員 協力店も4種類に分かれていらっしゃるんですけども、このうち学生の利用店の分析はしていらっしゃるんですか。

村田商工労働課長 それぞれ詳細に数えてないんですが、通常のプレミアム付

き商品券等と同じでスーパーとかがやはり多いです。生活用品が多いです。それとあと学生ですので、スポーツ用品だとか、そういったのも多いです。

高松秀樹委員 この事業の目的は大学生の定住促進だと思うんですが、今の状況、この決算時の状況、つまり住むところの状況が分かれば、例えばアパートとか、今の状況でいっばいだとか。つまり、来年度も新生が入ってきて、どういう状況になっているか教えてください。

河口経済部長 定住促進もありまして、それにプラス商業振興ということでこの事業をやっております。それで今足りているかどうかというのは、すみません、はっきり言ってうちのほうでは確認ができておりません。LABVとかの話とかいろいろありますけども、それということによっては、住宅関係の方々がアパートを建てないとかっていうことのお話はちらちら聞きますけども、確定的なものうちとしては持っておりません。

高松秀樹委員 そこが大事なところで、先ほど申しましたように定住促進のためにやっている、プラス商業振興ですよ。まず定住促進を考えると、住むところが十分に確保できておるのかっていうのは大事だと思います。次にこの98ページの3の結果のところ、市内に住民票、総数で言ったら479人移していらっしやると。しかしながら、交付数は149人しか交付してないっていうふうに表であるんですが、これはどういうふうに分析をされていますか。

村田商工労働課長 アンケート等実施しておるんですが、学生は面倒くさいという理由もかなり多いです。

高松秀樹委員 というとインセンティブが働かないということになりますよね。その面倒くさいを排除する、次の政策っていうのはどういう政策になるんでしょうか。

村田商工労働課長 制度を始めた当初は全学生を対象にしております。昨年度はその残った在校生のみ。今年度からは1年生のみを対象として実施しておりますが、この1年生が入学するときに、合格通知等お送りする際に、こういった制度がありますというチラシも一緒にお送りして、是非、山陽小野田市内に住んでくださいというお願いをしているところでございます。

高松秀樹委員 今の質問はつまり、住まいる奨励金を受け取れる学生に対して、受け取った学生が少ない。50%以下であるということから考えると、面倒くさいという表現をされましたけども、今言われるように使いにくいってということだと思っておりますよね。となると、そこをどういうふうにしたら使いやすくなるのかとか、そういう協議は中でされておるんですか。また、次年度において、形を変えようっていう話もあるんですか。

村田商工労働課長 まずこの結果の総数が、学生数が1,173人、そのうち居住する学生が774人で、774人のうち住民票がある学生が479人と、住民票を移していただける学生も少ない状況でございます。これにつきましては、もともと住民票につきましては卒業後に地元に戻るなどの理由があれば移す必要はないんですが、国からも住民票の異動についてチラシとかも届いておりまして、大学としましてもチラシを送付するなど、住民票を移していただけるように勧めているということをしていただいております。それと住民票があるにもかかわらず、交付件数が少ない点につきましては、当初この制度を設計するときに、商品券にしてそのまま使っていただいたら領収書等を集めて申請しなくてもいいんじゃないかということで、商品券制度にしようかと考えておったんですが、商品券にした場合は、今度は協力店が、商品券を換金するのが面倒くさいという理由で取扱店が集まらないという問題が出てまいりました。そのことがありまして、大学と協議する中で、学生にとっては領収書を貼って出すってということが面倒くさくても、協力店が多いほうが学生にとっては助かるという御意見がありましたので、学生にとっては面倒く

さい制度になっております。これについても、今後改善していきたいとは考えてはおるんですが、なかなか今のところそういったいい策が見つかってないという状況でございます。

高松秀樹委員 説明を聞いていろいろ思ったんですが、まずこの制度はそもそも住民票を移してくれっていう制度じゃないかなと思ったんですよ。言われるとおりに、住民票を移さない理由っていろいろあるんですよね。皆さん御理解のとおりだと思うんです。問題は住民票を移した人のうち、半分に満たない数しか交付を受けてないということは、そもそも住まいる奨励金の目的は定住促進であるにもかかわらず、この住まいる奨励金を目的で、住民票を移したという人が少ないということになると、事業効果が出てないという判断をせざるを得ないんですけど、その辺はどう思いますか。

河口経済部長 事業効果の話も今、出ました。479人の住民票のうちの今回149人という交付数ですけども、これは平成30年度から始めておりますので、平成30年度の結果は188人の方には住民票を持っておられて、もう交付しておりまして2回目の交付は当然ありませんので、合計でいくと330人ぐらいの住民票のある方に対しては交付しているという結果となろうと思います。住民票を移すことは、先ほどあったようにいろんな理由があってされないというのは当然でございます。結局、移すことが目的ではなく、その後こちらの市にいた中で市内の企業に就職するとか、市外でもこっちに定住しながら、そこに通勤していくとかっていうことが目的でございまして、取っ掛かりといいますか、きっかけづくりということも必要だというふうに思っております。ですので、事情があって住民票というのは難しいかもしれませんが、こういう方には山陽小野田市はこういう制度があって、こういう市だということを理解していただきたいということもあって、それによって定住していただく方が、1人、2人と少しでも多くなればいいということも当然考えておるところでございます。

森山喜久委員 効果の部分だと97ページのところで目標達成度がCというふうになっているんですね。前回、平成30年度に比べたら、実際、全体の対象者のことからすれば、それなりに交付できるのかなと思うんですけど、このCになっている理由を教えてください。

宮本商工労働課主査 この度の事務事業評価の目標達成度の欄なんですけど、C評価というのは一つ上の活動指標又は成果指標、達成度のところが50%から75%であればCとするように、事務事業評価のマニュアル等で指示をされておりましたので、この度は目標達成度Cという評価にさせていただきます。

森山喜久委員 機械的にどうしてもC評価にならざるを得ないということではないですかね。

宮本商工労働課主査 そのとおりです。

岡山明委員 98ページの結果の部分で平成30年度の分は分かるんですけど、平成30年度が188名で令和元年度は149人ということで、数的には40名下がっておるとい状況でありますよね。数は表にあるように1年生が126名、2年生は23名という状況になっておるんですけど、そうすると残りの学生804名というのは、全ての総数の学生数なんですか。

村田商工労働課長 804人は2年生以上の学生の総数になります。

岡山明委員 令和元年度は2年生以上は23名という状況で下の平成30年度は2年生以上がいっぱいじゃないということですか。全部が1年生って状況ですか。

村田商工労働課長 平成30年度の学生数が1,101人、1年生も含めて全

部の学生数になります。平成30年度は全学生を対象にしておりまして、昨年度につきましては、在校生については、一度交付した人は対象になりませんので、その分で人数が減っております。

岡山明委員 そうすると交付されてない方の人数は掌握されてますか。2年生以上の在校生の中で交付されてない方がどのぐらいいらっしゃるか。その辺の数字を掌握されてますか。

村田商工労働課長 卒業した方とかもいらっしゃるんで、残りの対象者数は把握しておりません。

岡山明委員 そうすると、市が支給するのに、1年生と残りの在校生は住民票があれば支給するという状況なとるんですよね。そうするとやっぱり在校生で交付を受けてない市の在住者の数を掌握して、ある程度、理科大のほうにもお願いして、3万円ですかね、お金が支給されるという市の制度がありますよって、そういう打ち出しもしたほうがいいんじゃないですか。先ほど1年生は入学のときに父兄にチラシをまくという話があったけど、在校生に関しては、まだまだいらっしゃるという可能性は私はあると思うので、その辺、お金を支給するという制度になっているんだから、未交付の在校生のそういう対象者に対してのアクションのよなそういう形は取る必要は私はあると思うんですけど、どうですか。

大森商工労働課公共交通対策室主任 今理科大から出向しておりますので、在校生に関しての本制度のPRの方法を御紹介したいと思います。まず学生にはポータルサイトというインターネットの閲覧ができるサイトがございます、そちらと学内の掲示板にこの制度の紹介をしております。毎年、年度初めに各学年でガイダンスという説明会がございますので、そういったところでこの制度の御紹介もしております。あと保護者懇談会というのも大学でございまして、そういった中で来られる保護者の方にも山陽小野田市の制度として住民票を移した学生には3万円の支給が

ありますよということで御説明もしておりますので、それに加えて、この制度のスタート時、それから大体月に一度ぐらいのペースで全生徒にメールを配信することができますので、そういったメールでも情報をお渡ししております。なので在校生の中で、住民票を移してなかったけども、この制度を機に移すといったことがあったんじゃないかなというふうに想像しております。

岡山明委員 決算書の人数は関係ないかもしれませんが、1年生が今回入学していますよね。そういう入学生に対して、先ほど言われたように、市は入学と同時に父兄に配布したと。そういう状況であれば、今の新入生の今回の交付数っていうか、その辺は、結構、去年も同じようなこと言ってくるから、結果的には数は増えてきているんじゃないかと思うんですけど、その数は今の時点である程度掌握されていますか。

村田商工労働課長 すみません、平成30年度も1年生の数は把握しているんですが、この場に数字は持ってきておりません。

藤岡修美副分科会長 この事業、とってもいい事業だと思うんで、先ほど利用されない学生さん、面倒くさいっていう学生さんの意見はあったんですが、逆に利用された学生さん、3万円といたら結構な金額だと私は思うんですけども、その辺のアンケートとか何か学生のそういった気持ち、利用された学生の気持ちを訴えるような何かその辺を理科大のホームページに載せるとか、その辺で効果を出していけば広がっていくような気がするんですけど、その辺いかがですか。

村田商工労働課長 こういった制度があってよかったっていうようなPRについては、大学に話してみたいと思いますね。

藤岡修美副分科会長 それと協力店で実際にどの店を使われたとかいうような分析をされているのか。それとその協力店さんのそういった学生の利用、

多分3万円、そのままじゃなくてももちろんプラスの金額で使われていると思うんで、商業振興にかなり貢献しているんだと思うんですけども、その辺分析されていますか。

村田商工労働課長 レシートを詳しく集計はしていませんが、見た感じではやっぱり大手が多いです。

宮本政志委員 レシートの集計で面倒くさいのと別にそのレシート出すと何買ったかっていうのが皆分かりますよね。そういうのを嫌うってことはないんですか。つまり領収書かレシートを出さんにやいけんのですか。

大森商工労働課公共交通対策室主任 学生がレシートを出してくるので、たかのかは分かるんですけども、学生からするとその中を見られることに対してはあまり抵抗がないんですけども、どちらかというところの事業以外にも、面倒くさがり屋の学生というのがやはり一定数おりますので、そういった学生がやっぱりなかなか来なかったのかなというふうな感想を持っております。

宮本政志委員 領収書とかレシートをやっぱり添付せんと3万円貰えんっていうことですか。自己申告じゃ駄目ってこと。

村田商工労働課長 自己申告は難しいかもしれませんが、これに代わるようなもっといい考えを、ちょっとまた検討していきたいと、学生に負担が掛からないものを考えていきたいとは思っています。

中村博行分科会長 いろいろ努力はされていて、飽和状態なのか、様子見ながらまた上がっていくのか、この辺の分析がまだ必要だろうというふうに理解しますが、一定の評価はできるんじゃないかなっていうような気がしていますが、ほかにありますか。ないようですので、商工費、決算書、228ページからいいでしょうか。228ページから商工費、下段のと

ころからですね。228、229いですね。ないね。230、231ページ。デマンド交通含めて。

高松秀樹委員 231ページ、デマンド型交通運行業務委託料が増えていますよね。この財源内訳を教えてください。

村田商工労働課長 一般財源が753万2,000円。国からの補助金が106万7,000円で合計で859万9,000円です。

高松秀樹委員 次に地方バス路線維持費補助金、この内訳、財源内訳を教えてください。

村田商工労働課長 全額一般財源でございます。

中村博行分科会長 要するに交付税措置があるという考え方ですね。

村田商工労働課長 すいません。この場では分かりませんので、また報告させていただきます。

中村博行分科会長 このページは全部言ってください。

高松秀樹委員 JR美祢線利用促進協議会負担金130万円。これはこの協議会でほかの市町も出すんでしょうけど、どういうことに今使われておるんでしょうか。

村田商工労働課長 もともとは厚狭の水害により美祢市の鉄道が使えなくなったときに復旧したと同時に、長門市と美祢市と山陽小野田市、そしてJRと県で協議会を設立しております。内容につきましては、利用促進に係るもの、特に観光ツアー等に力を入れて実施しておるところでございます。

高松秀樹委員 その下の J R 小野田線利用促進協議会補助金。これ、桁が違うんですが、16万4,000円。これについてはどういう使われ方をしていますか。

村田商工労働課長 これにつきましては、定期券の補助であるとか回数券の補助、そして団体に小野田線を利用する際の補助をしております。

恒松恵子委員 今の J R の小野田線の利用促進協議会ですが、最近よく宣伝とかどうかこのような補助しますよっていう P R を見るんですが、効果はすぐにはやっぱり出ないものですか。

村田商工労働課長 補助事業はずっと続けておりまして、この協議会の目的が小野田線を利用していただいて継続させていこうということを目的としておりますので、P R の効果は多少はあるんじゃないかというふうには考えております。

恒松恵子委員 定期券の補助もあるみたいで、学校に P R をしてないですか。

村田商工労働課長 通学は対象としておりませんで、通勤のみを対象としておりますので、学校のほうには P R はしておりません。

森山喜久委員 J R 小野田線の活性化事業負担金というのはどこに対して出しているのでしょうか。

村田商工労働課長 小野田線の利用促進協議会、先ほどの分が市内の市民団体とか商工団体とか学校等で構成しております。それとは別に J R 小野田線活性化委員会というのを設立しております。これは県と J R の要請で設立したものなんですが、行政側から利用促進を図っていこうという協議会になっておりまして、J R 小野田線の利用の活性化を図るための調査だとか利用促進に向けたイベント等を実施するという目的で設立され

ております。その負担金になります。

森山喜久委員 具体的にイベントって言われましたけど、具体的に昨年度もイベントをされたということでいいんでしょうか。

村田商工労働課長 昨年夏休みにサンパークで小野田線のイベントをいたしました。

藤岡修美副分科会長 以前、J R 小野田線厚狭駅まで理科大生の絡みもあって、ってというような話もあったんですけど、そのような進展はないですか。小野田線を厚狭駅まで。

河口経済部長 今の話、以前もちょっとお話ししたかもしれませんが、今 J R にも厚狭駅から小野田線に乗り入れができないかという形でお話をさせていただきました、一昨年話になりますけども。やはり経費が掛かって、線路を引くことについてはある程度の費用が掛かるんですが、さらにシステムを変えることにすごく費用が掛かってしまって、それは J R からしたら難しいというお答えを頂いていますので、ちょっとそこは難しいんじゃないかというふうに思っております。

森山喜久委員 2 目行っても大丈夫ですか。2 目の商業振興のほうなんですけど。

中村博行分科会長 ちょっと待ってね、2 3 1 ページまでね。

森山喜久委員 2 3 1 ページの 2 目商工振興費、需用費の印刷製本費なんですけど、昨年よりも印刷製本費、支出が増えていると思うんですが、あと修繕もですね。それぞれ何に使ったのか、主だったものを教えてもらっていいですか。印刷製本と修繕費。

村田商工労働課長 印刷製本費につきましては、3年か4年に1回、企業立地ガイドといって、市内の製造業と山口東京理科大学を紹介する冊子を作っております。その分の費用が増えております。修繕につきましては、小野田駅の商店街で、市が管理する水道施設がありまして、その修繕費用になっております。

森山喜久委員 なら企業立地ガイドブック活用事業という形の当初予算で説明があった分ということでしょうか。

村田商工労働課長 そうです。

森山喜久委員 実際、その企業ガイドブックを何冊印刷されてどのように配布、活用されたのか教えてもらっていいですか。

村田商工労働課長 1,000部印刷いたしまして、うちが企業訪問に行ったりだとか、会議があるときとか、そういった企業にお会いするときにお渡ししたりしてPRしております。

高松秀樹委員 金額は幾らで、発注は市内業者、市外業者ですか。又は、準市内業者ですか。

宮本商工労働課主査 企業ガイドブックは、46万7,500円ほど支出しております。発注業者は市内業者でございます。

中村博行分科会長 このページ、いいですか。

岡山明委員 デマンドが今回、新興タクシーに替わったところというふうに分かっているんですけど、そういう状況の中で今のデマンドの運営上というか運用状況とか、今回は業者も変わったということで、入札で変わったんでしょうけど、業者さんがコロコロ替わるということで、それでも儲け

が出るという状況で業者さんが入札で勝ち取ったというデマンドですので、その辺の運用状況というかその辺、どういう形になっとるんか。会員人数も増えたとか、その辺がちょっと分かればお話を聞きたいんですけど。

村田商工労働課長 利用者数なんですけど、平成30年度が、殿様号が963人、姫様号が2,290人の合計が3,253人。昨年度、令和元年度が殿様号が1,055人、姫様号が2,798人で合計が3,853人で少し、若干増えております。登録者数につきましては、エリアを拡大した影響がありまして、殿様号がエリア拡大したことによって39人増えて186人、姫様号が拡大したことによって61人増えて161人で、合計が347人となっております。

岡山明委員 人数的にも利用者というか会員数も右肩上がりの状況で、事業としては成り立っているという判断でよろしいですか。

村田商工労働課長 市が負担金を払っておりますので、成り立っていないと思います。

岡山明委員 そこで、今言われたように利用者が増えとるという状況で、この市の支出の金額が下がったのかどうかという部分で、当然こういう形になると右肩下がりになって、市の支出が下がってきているんじゃないかと私は判断したんですよ。その辺は当然、こういう利用者は増えとる、業者も替わっているという状況になると、金額的には右肩下がりになっているんじゃないかと私は思ったんですが、その辺はどうなんですか。

村田商工労働課長 業務委託料につきましては、平成30年度は709万6,280円。昨年度が859万8,036円で負担額は増えております。これはエリア拡大したためのものなのでなかなか比較はできないんですが、増額にはなっております。

高松秀樹委員 これは受託したタクシー会社の収入なんですが、この委託料だけですか。それとも、委託料プラス利用料金になるんですか。

大森商工労働課公共交通対策室主任 委託業者様には運行の1日当たりの単価というのは決めておまして、それに運行日数を掛けた経費から実際の運賃収入、若しくは回数券の販売収入、それを引いたものを委託料としてお支払をしております。なので、乗客が増えれば増えるほど市の負担は減っていく。事業者様の収入が増えるので、赤字分の補填のような形で今支出しておりますので、乗客が乗っていただければいただけるほど市の負担は減っていくというような形になっております。

高松秀樹委員 ということはタクシー、運行業者が幾ら努力してお客を増やそうとも収入は増えないということになるんですか。

大森商工労働課公共交通対策室主任 御指摘のとおりです。

高松秀樹委員 それだったら企業努力しないですよ。そういう方法では。だって、一生懸命やりややるほど収入が増えるなら一生懸命やりますけど、そうじゃなくて補助金の関係がその金額が上下するだけやったら、そういうふうにならん。

村田商工労働課長 このデマンドもそうなんですが、委員のおっしゃられるとおりバスの運営の補助金自体も同じように赤字補填になっておりますので、この辺は制度のなんていいますか、制度自体が悪いと言わざるを得ないかなとは思っております。この分で企業努力がなくなってくるというのは御指摘のとおりかなと考えております。こういった制度の中で、どういうふうに利用者を増やしていくかっていうのを今私たちのほうで考えております。

高松秀樹委員 このデマンドについては、こういった制度っていうのは、今の

その企業努力をしてもって話なんですけど、一般財源753万円ありますけど、これは交付税措置されてある程度国に縛られているっていうことなんですか。制度に縛られるということは。

村田商工労働課長 国の補助金は入っております。このデマンド交通の位置づけが交通幹線、JR駅だとかバスの主要路線とかにつなぐための支線の役割として実施する場合に、国から補助金が交付されております。

高松秀樹委員 国の補助金が106万円入っているということですよ。一般的な考え、僕の考え方は国の補助金はもらわなくても、民間業者と山陽小野田市でいろんな努力をしながら、デマンド交通を活性化させていくべきだというふうに思います。執行部の答弁はこの106万円が入っているから、そういう制度になっているからできませんよねっていう答弁だとしたら、僕はそう思うんですけど、そこは違うんですかね。

村田商工労働課長 デマンド交通、今回の交通網の計画でもそうなんですけど、やはりバスの支線、幹線と支線を公共交通網計画によって明確に分けております。その中でデマンド交通自体は、このバス路線を走っているバス業者の経営を圧迫させるような運行はできないと考えておりますので、やはり支線としての役割を果たしていくべきものと考えておりますので、そうなったときに国のほうの補助も出るということで、その辺の意見は市のほうと一致しておるかなと思います。

高松秀樹委員 もう最後に意見になるんですけど、結局そういうことで、地方バス路線維持費補助金というのが、ずっとこんな調子で推移しておるんだと思うんですよ。ということは、公共交通についてはちょっと抜本的にちゃんと考え直さないともう随分前から何の進歩もないような気がしてきて。ただし、このデマンド型交通については新しい取組になっておるんですけど、その制度設計についても今聞くと、これ業者からするとそんなことはないんでしょうけど、一生懸命やってもやらなくても一緒

かってなると、やはり面白くないマイナス方向に思考していくっていうことも考えられると思うんです。だから、そこはいろんな協議会等もあると思いますし、行政の中でも協議していただいて、こういう交通弱者をいかに少なくするのか、又は税金として出しておるこの補助金をどうやって少なくして、さらに、公共バスについて活性化を図るのかっていうのを十分協議していただきたいと思います。

村田商工労働課長 最後にもすみません、このデマンド交通なんですけど、通常のバスと違ってバスの利用が増え、通常の路線バスは利用が増えれば赤字は減るんですが、このデマンド交通自体は小型車両になりますので、利用が増えれば運行経費も増えてきます。ですから、どちらかというと私は福祉施策のほうになってくるかなと思っております。しかも、このデマンド交通は予約、ドア・トゥ・ドアで予約した方にお迎えに上がるので定時性がないものです。ですから通勤通学にも非常に使えないものなので、結局高齢者の交通対策になろうかなと思っております。ですから、このデマンド交通につきましても、公共交通網計画も終わりますので、計画を作っていく際に支線を担う役割がデマンド交通にするのかタクシー補助にするとか、いろんな方法があると思いますので、その辺については今後計画を策定する中で検討していきたいと思っております。

中村博行分科会長 公共交通はもう以前からずっとこの委員会でも大きな課題の一つというふうに捉えておりますので、やはりそういったものは執行部とともに市民サービスに寄与できるような方策が、手探りではありますけど、やっていきたいというふうに委員会としても考えております。

森山喜久委員 19節の負担金、補助及び交付金の不用額が500万円出てきていますが、負担金等は支出しないということなんでしょうか。

村田商工労働課長 バス路線の維持費補助金が予算、当初の予算よりも低く抑えられたというところで支出が少なくなっております。

中村博行分科会長 ちょっと金額が大きいので、その原因というものが。

河口経済部長 課長も言いましたように、バス路線の維持費補助金というのをいろいろな補助を出しますので、その利用状況も含めてある程度のパイを取っておかないと、最終的に支払ができないとかということがありますので、それは精査した中で不用額が出てきたということで御理解いただければと思います。例えば下のほうのJR利用促進協議会の補助金とかっていうのは、予算30万円取っています。そのうちの16万何ぼ使っていますので、当然14万円ぐらいは出ています。

中村博行分科会長 下のほうは僅かじゃろうけどね。

河口経済部長 予算が1億3,640万円の予算で、そこで500万円ちょっと出ております。

岡山明委員 その上のデマンド交交通の部分も出ていますね、100万円。これは何ですか。

大森商工労働課公共交通対策室主任 デマンド交通もエリア拡大をやりますので、そのために予算を取っておりましたが、そこまで掛からなかったということで100万円ほど出ております。

中村博行分科会長 令和元年度からもうエリア拡大しましたよね。その辺の関係やね。次に行きましょう。232、233ページ。

森山喜久委員 どこの費目か分からないんで間違っていたらすみませんけど、実績報告書の29ページに山口東京理科大学との連携で産学官連携推進フォーラム開催事業参加費が60名で23万7,000円という形の決算額が出ていると思うんですが、これはどこの費目か教えていただきながら、その参加者の内訳、学校関係者とか企業関係者等がもし分かれば

教えてもらえますか。

村田商工労働課長 二つに分かれておりまして、1個は7款1項2目の8の報償費の中で、講師謝礼として産学官連携セミナーで講師をしていただいた方への報償費が16万5,000円。それと11節需用費の印刷製本費で、産学官セミナーのチラシを印刷しております。これが残りの部分です。それとこの事業なんですけど12月に産学官連携フォーラムを開催したんですけど、開催した内容が、市ドローンを活用するのを希望される市内事業者を対象として、大学がドローンを導入することについて一緒に研究していきますよという内容のセミナーに行っておりまして、かなりドローンの今需要が高まってきておりまして、工事の検査だとかそういったことに使えるので、それでほとんどの参加者は業者、企業でした。その中で、実際に大学と連携して、今ドローンの導入に向けて実施し、研究されていらっしゃる事業者もいらっしゃいます。

中村博行分科会長 133ページまでいいですね。次に行きます。234、235ページ。観光以外ね。観光は総務やけね。ないですね。236、237ページの上段までですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは7款商工費の審査を全て終わります。それでは、審査番号②番の6款農林水産業費。最初に審査事業の37番、農地利用最適化推進事業について説明をいただきたいと思います。

幡生農業委員会事務局長 それでは番号37番、農業委員会分の令和元年度事務事業評価シートについて説明いたします。102ページを御覧ください。初めに上段の事業の概要について説明いたします。本事業は平成28年から農業委員会の必須の業務となった農地等の利用最適化の推進に関する業務でございます。また昨年度から市が進める農地プランの実質化に対しても、農地中間管理事業法により農業委員会の協力が義務化されたものでございます。よってこれらの事業を推進し、地域農業の活性化を努めることとなります。事業の対象は農業者数、耕作者でございます。

す。手段は所管の法令に基づき農地パトロール、利用状況調査などの遊休農地の発生防止、また、遊休農地所有者に対する利用意向調査などを行い、遊休農地の解消に努めることとさせていただきます。意図でございますが、担い手へ農地を集積し、耕作を継続してもらうことや耕作放棄地の発生を防止することで、農地利用の最適化を推進するということとさせていただきます。手段、意図の覧の末尾に「る」がはみ出しております。訂正しお詫びいたします。次に下段の成果についてでございますが、まず、担い手への農地を集積、面積については、令和3年度の目標が、耕作面積1,420ヘクタールの33%の469ヘクタールで、令和元年度は集積面積は410になりましたので、現時点では目標に対して、87.6%の達成となっております。今後は、農業委員会の活動により集積を進め令和3年度には目標を達成したいと考えております。一方、遊休農地については、解消面積よりも増加面積のほうが多くなっておりまして、耕作放棄の発生防止の対策が急務となっております。続いて、令和3年度に向けた課題及び改善策についてですが、御案内のとおり、現下の農業情勢は担い手の高齢化、後継者不足により大変厳しいものとなっております。本年7月には、農業委員会の改選が行われ、これに伴い、農地利用最適化推進の指針を見直すこととなっております、また市が行う人・農地プランの実績にも積極的に協力するということになります。現在、目標達成度はDで、担い手への集積は増加傾向にあるものの、遊休農地の発生も増幅しており、足を引っ張る状況となっております。令和3年度に向けた方向性は、成果、効果とも現状維持でございますが、担い手の育成確保を強力に進めて実質化された人・農地プランに基づいて、中心経営体、これは担い手ですけれども、それに農地を集積を進めるとともに、疲弊をしている中山間地域の集落営農等への支援策の検討など、農業委員会は市の農政部局と一体となって事業を推進する必要があると考えているところでございます。103ページから106ページまでは補完資料でございます。令和元年度から導入された農業委員報酬の中の能率給に関する説明資料でございます。内容につきましては、予算審議の際に説明をいたしましたので省きますが、104ページの中ほどを御覧いただく

と成果による評価点において、実施要綱により算出した単年度集積基準面積、これ山陽小野田市は28ヘクタールでございますが、実は令和元年度においては58.8ヘクタールほど集積することができましたので、達成率は210%となりますから、評価点は満点の13点を頂くことができました。片や104ページの下を見ていただくと、遊休農地の評価でございますが、さきに説明したとおりにむしろ増加したということで、増加すればもう評価点はゼロということになります。これらの評価点を算出した結果、106ページのとおり能率給を支給したわけでございます。国から交付された能率給の額は106ページの右の欄のずっと下のところの合計が722万3,177円でございます。これをそれぞれの活動日数に応じて皆さんに配分するわけですが、最高額の受給者は、7番、11番及び16番の委員で、これは規則に定める最高額の受給を受けることができたということになっております。なお、19番の委員は農地利用状況調査の時期、これは5月、7月、8月でございますが、この時期に、体調を崩され入院され調査ができておりません。そのため、能率給の支給がございませんでした。また能率給の1人当たりの平均は25万8,000円となりました。以上で終わります。よろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。

森山喜久委員 すみません。今せっかく資料を頂いているのは106ページの関係で担い手の農地集積集約化の推進活動と遊休農地の発生防止解消活動のほうなんですけど、これは、例えば担い手のほうに提案した関わった形の日数なのか、それとも結び付いた日数実績というふうな形なんですか。どういうふうに理解したらいいでしょうか。

幡生農業委員会事務局長 これは主に担い手に関わったほうの日数でございます。

森山喜久委員 同じように遊休農地の発生防止のほうも提案という形のものも含めて関わったけれどという日数でよろしいですかね。

幡生農業委員会事務局長 遊休農地のほうは農地利用状況調査の日数になります。

中村博行分科会長 状況調査ね。14番までは農業委員ですね。

幡生農業委員会事務局長 そうでございます。

森山喜久委員 農業委員と推進員で活動日数とかそういった部分で、大きな差があるかどうかというのとは。

幡生農業委員会事務局長 今回のでは評価をしておりません。この表で今見た段階では、特に差はないというふうに思っております。

中村博行分科会長 数字を拾って平均を出したらいい。この事業は新しい事業で最近いろいろ説明を受けていますので、いろいろ手を尽くされながらも、なかなか実が上がってないというのが実情だと思うんですけど、やはり国の政策にも大きく左右されると思うんですけど、なかなかこれといった的確な方策っていうのが見付かっていないような気がしていますよね。ひとつ、活性化委員、そういった推進委員がやはりこういう制度ができたということが、一歩前進だとは思いますが、今後やっぱりそれなりの努力が必要かと思えます。

森山喜久委員 102ページのほうに入るんですが、遊休農地の解消面積が8.6ヘクタールを目標にして、解消じゃなくても、ちょっと増えたよという話があるんですが、やはり遊休農地が増えたところ、中山間地が中心として増えたというふうな理解でよろしいですか。

幡生農業委員会事務局長 今回の御質問いただいたのは、ちょっと精査をしないとはっきりした回答が出せません。必ずしも中山間地域だけじゃないと思います。

森山喜久委員 農業委員会だけではないかもしれませんが、もともと国のほうで、遊休農地の解消事業の補助事業があったと思うんですが、それは現在はもうないんですか。

平農林水産課農林係長 森山委員がおっしゃられた事業でございますけども、一昨年まではあったんですけれども、昨年度より国のほうで行っていた事業ですが、もう今はないという状況でございます。

中村博行分科会長 全国的な傾向やからね。高齢化と認定農業者の数というのが、今どのぐらいか分かりますかね。

平農林水産課農林係長 56名でございます。

中村博行分科会長 よろしいでしょうか。そうしたら、決算書の農業委員会の分だけ終わらせましょう。214、215ページ、農業費の中で次の216、217ページ、農業委員会費についてですね、質疑を求めます。農業水産費70ページの手数料関係だけ。決算書の77、78ページの4目農林水産業手数料の部分、1目の総務手数料、この中にも農業委員会関係が若干ある。ちょっと分かりにくいけどね。80、81の下の方の3目の農業生産県負担金。88ページ、農林水産業費。自作農創設事業ですね。次に、雑入の21款4項、104、105ページの農林水産業費雑入の部分ですが、農業委員会以外の関係でこの辺はやりましょう。これで全てです。農業委員会関係の審査はこれで終わります。それでは午前中の審査をこれで一旦休憩にいたします。午前中の審査を終えて休憩に入りたいと思います。それでは13時から再開しますので、よろしく願いいたします。お疲れ様でした。

午前 1 1 時 5 5 分休憩

午後 1 時 再開

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして午後の分科会を続けます。

それでは、農林水産業費の審査事業 3 5 番農業振興地域整備計画事業について説明してください。

川崎経済部次長 それでは資料の 9 9 ページをお開きください。審査事業 3 5 番、農業振興地域整備計画事業について御説明いたします。まず、事業概要につきましても、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国及び県計画との整合性に留意し、都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図りつつ令和元年度、令和 2 年度の 2 か年で農業振興地域の全体見直しを行います。現計画は平成 2 2 年度に策定しており、おおむね 1 0 年を経過しているため、都市計画課が行う用途地域の見直しと整合を図りつつ作業に着手いたしました。成果といたしましては計画どおり、農業振興地域整備計画書の基礎資料編を作成いたしました。今後は用途地域の見直し作業と足並みをそろえ、今年度末の計画公表に向けて作業を進めてまいります。以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行分科会長 それでは質疑を求めます。

森山喜久委員 この度基礎資料を作成という話なんですけど、今後の都市計画マスタープランに基づき実施される用途地域の整合性を図る必要があると思うんですけど。その場合は都市計画と協議等をされる予定はあるんでしょうか。

川崎経済部次長 既に令和元年度、2 年度と作業を進めておる中で都市計画と協議を進めております。

宮本政志委員 意図のところに農業の振興に必要な施策を計画的、集中的に行うとありますが、必要な施策って具体的にはどういったことでしょうか。

平農林水産課農林係長 昨年度アンケート等を実施しておるんですけども、その中で後継者がいないという御意見が大変多くございました。それを受けまして農林水産課としてやはりそこに力を入れていこうというふうに考えておりました、既に今年度から、担い手支援事業という事業を始めておりました、内容につきましては認定農業者の方が機械や施設を購入したときの費用について2分の1ほど補助するという内容でございます。こういった事業を市単独の事業として既に開始をしております。こういった事業を活用しながら担い手の確保、育成に力を入れていきたいと考えております。

宮本政志委員 用途地域の見直し、都市計ですよ。用途地域の見直しが実施されているからっていう理由があって、それ以外に何かありますか。

平農林水産課農林係長 それについては法律でおおむね10年先を見越した計画を作るようにということが定められておりますので、前回計画を策定してから約10年経過をしておりますので、用途地域の見直しというのも当然理由の一つなんですけれども、それに併せて農業振興地域整備計画の見直しも行ったというところでございます。

中村博行分科会長 私から、農振地域ですが、現実にずっと市内を歩いて見られて、これはやはりほ場整備も難しいというような地域もあろうかと思っておりますけれども、それは今後のいろいろ検討の中に入れ込むということが出来るんですか。

川崎経済部次長 市内農用地を10年前に設定したものを見直しておるわけです。その中には用途区域の編入もあるでしょうけども、農業振興地域そのものを見直していくということもあるでしょうけども、今御質問のあった

農業振興地域についての見直しについては、農業サイドからいろいろ見ますが、私どもといたしましては、ほかの土地利用が特に計画がない場合であったり、県の同意が得られなかったり変更の見通しが立っていないものについてはそのままの用地として設定しながら、先ほどありました課題もありますが、担い手を確保しながらまた生産基盤の強化をしながら農地を守っていききたいというふうに思っております。だから、現在向こう10年の計画の中で新しく農業振興地域を用途地域に編入しないで外していくということは、特に考えておりません。ただ非農地になったとか特別な理由があった場合には、除外するということにはなっておりますが、まとまった地域等がただ営農に不十分だという理由から外しておるところは、今のところ考えておりません。

中村博行分科会長 今回の私の一般質問に関わっているのです、それはそのときやろうと思います。昨年、旭町とか横土手の関係で結構時間を掛けていろいろ審査して、農林サイドと都市計画のサイドで意見が若干違う部分もあったと思うんですけども、そういったものも含めて十分な協議をされた上で進めてほしいとお願いをします。それでは次に行きましょう。次に36番、県営経営体育成基盤整備事業、郡川東地区の事業です。

川崎経済部次長 それでは資料の100ページをお開きください。審査事業36番、県営経営体育成基盤整備事業、郡川東地区について御説明いたします。まず事業概要についてであります。郡川東地区は、作業効率や生産性が低い状況にあり、水田の区画整理や水路、農道などの農業生産基盤整備を行います。あわせて、担い手に農地の利用集積を進めてまいります。整備予定面積は約26ヘクタールであります。成果といたしましてはほ場整備事業を実施する可否を決めるため、構想図作成と営農計画の作成を行いました。成果品について内部協議を行った結果、ほ場整備を実施することに決定いたしました。101ページをお開きください。これはほ場整備事業実施スケジュールを予定表でございます。令和2年度は準備委員会から推進委員会に移行し、地形図を作成、営農計画の検

討を行い、令和3年度は事業計画の策定、営農計画作成、令和4年度には、法手続を開始し事業を進めてまいります。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

森山喜久委員 この度は構想図の作成とで営農計画の作成を行ったということなんですけれど、土地の所有者、耕作者の数、あと筆数を教えてください。

川崎経済部次長 確認して、後ほど説明させていただいてよろしいでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)

藤岡修美副分科会長 県営事業でやられるってということで、事業として構想の作成と来年度の地形図及び作成の予算が組んでありますけれども、市がどこまでやってどこからが県なのか区分けを教えてください。

本多農林水産課耕地係長 先ほどのほ場整備事業のスケジュール予定表をちょっと見ていただいてよろしいでしょうか。事業内容によって若干違いがありますが、令和元年度から令和3年度までのソフト事業、こちらについて令和元年度の構想の作成と地形図の作成、こちらが事業主体が市になっております。令和3年度による事業計画策定については県が行います。これもほ場整備の今回でいう20ヘクタール以上か未満かによって県事業になったり、団体事業になったりします。今回は20ヘクタール以上になりますので令和5年度からのハード事業については県営事業で行うようになっております。

中村博行分科会長 この事業は計画を見ても予定表を見ても長い時間を要すると思うんですよ。農業者は高齢者が多いので、できるだけスピード感を持ってやっていただきたいということが一つ。それから最終的な地元負

担ですよ。この辺の兼ね合いでも後潟地区が終わったと思うんですけども、後潟地区の地元負担が分かれば。

本多農林水産課耕地係長 具体的な数字については申し上げられないんですが、促進計画にのっとって、担い手が集積率をクリアした段階で、毎年清算をしまっておりまして来年度から、支払が開始になるというふうにお伺いしております。

中村博行分科会長 以前聞いていたのが、市が12%で地元が8%、それからいろんな事業に組み入れて3から4%になりそうだっていう話はずっと聞いていたんですけども、できるだけ地元負担のないような形にするにはどうしたらいいかというの、やっぱり地元の方でよく相談をされながら進めていってほしいというふうに思います。今まで要望ばかり強くて、できなかったのがやっとうこういうような形になったので、できるだけ早期にお願いします。

本多農林水産課耕地係長 先ほど森山委員の質問の内容で耕作者数なんですが、今現段階では所有者は74名になっております。

中村博行分科会長 負担割合とか分かりますか。

本多農林水産課耕地係長 確認をしてまた報告させていただきます。

森山喜久委員 土地の所有者が74人で実際、耕作者の方々も10人から20人ぐらいいらっしゃるのかなと思うんですけど、その中で、実際はこの中で今認定農業者の方っていうのは認定農業者で活動されている方が実際いらっしゃいますか。

川崎経済部次長 詳しく数字についてはお答えできないんですが、認定農業者はこの地区にいらっしゃいます。捕場整備ができれば本格的にここの営

農をされるんじゃないかなと思うっております。

中村博行分科会長 事業化が進んでいけば増えてくるかと思えます。それでは、決算書 214 ページ、農林水産業費から質問をお願いします。まず、214、15 ページの下段のところ。216、7 ページ。ないですね。218、219 ページ。

森山喜久委員 19 節の負担金、補助及び交付金の農業次世代人材投資資金の説明をお願いします。

中村博行分科会長 担当職員がいないためまた後で。ほかに 218、19 であれば。220、221 ページ。

森山喜久委員 19 節の負担金、補助及び交付金ですが、多面的機能支払制度補助金の関係の概略を教えてください。

本多農林水産課耕地係長 多面的機能支払の概要についてなんですが、まず多面的機能支払交付金について 2 種類、種類があります。まず農地維持支払交付金というものと資源向上支払交付金というふうに 2 種類になっております。一つ目にある農地維持支払い交付金については地元の方の基礎的な保全活動を行います。こちらの見込みにある資源向上につきましては共同活動といったものがまず一つ。それと施設の長寿命化に伴う活動という三つのものによって成り立っております。こちらのほうの補助金なんですが、国が 50%、県が 25%、市が 25% となっております。対象になりますのは田、農地等になっております。それによって、田の面積畑の面積によって交付する金額が変わっております。

森山喜久委員 多面的機能支払制度の部分で各団体がエントリーっていうか取扱いをされていると思うんですけど、その団体数と実際の面積はここ数年維持されているというふうに思ってよろしいでしょうか。

本多農林水産課耕地係長 令和元年度時点の団体数なんですが、山陽小野田市全部で18になっております。小野田地域が2、山陽地域が16になっております。例年ですが、平成30年度時点の面積が、977.56ヘクタール、令和元年度の時点では968.9ヘクタールになっております。若干面積が減ってきている状況にはなっております。

森山喜久委員 面積が減ってきている理由を把握されていますか。

本多農林水産課耕地係長 実態等も言いましたら、農業者さんの高齢化によるものが理由とっております。その他の農地転用等により、地目変更等によった内容でやはり面積が減っているようになっています。

平農林水産課農林係長 農業次世代人材投資資金の内訳でございますか。人数ですね。就農されてしかるべきで技術を習得された場合は、国の制度なんですけれども、認定新規就農者という認定が受けられます。受けた場合については就農から5年間につきましては年間150万円ほど国から資金が交付されるという事業でございます。

中村博行分科会長 青年就農ですね。

平農林水産課農林係 そうです。昔はそういった名前だったんですけれども、名前が変わっただけです。

森山喜久委員 もともとの青年就農の関係で人数は何人いらっしゃるのでしょうか。この投資資金を受け取っている人は。

平農林水産課農林係 全部で6件交付しておるんですが、内訳といたしましては3名と三組という内訳になります。3名の方は年間150万円なんですけれども、その三組の方はこれ夫婦でやられておりましたやられている場合は交付の金額が1.5倍になるという制度がございますので、三

組のほうは年間225万円ほど交付されております。

森山喜久委員 先ほど今5年間交付というふうな話だったんですけど、令和元年度、平成30年度に新規に1年目で支払った人っていうのは何人ずついらっしゃるか教えてください。

平農林水産課農林係 令和元年度と今年ですかね。平成30年度ですね。お1人もいらっしゃいません。全くの新規1年目という方はいらっしゃいません。

中村博行分科会長 早くから始めて青年就農に入っている方が継続的にやられていると思うんですけどもそういった数字がどのようになっているのかなど。

平農林水産課農林係 申し訳ございません、先ほど平成30年度分をお1人もいないと私申しましたけれども、間違いでした。平成30年度は2組ほど新規就農者、全くの新規という方がいらっしゃいます。平成31年度の内訳を申しますと5年目の方がお1人、4年目の方がお2人、3年目の方がお1人、2年目の方が2組です。

森山喜久委員 後継者不足という話がある中で言えば次世代の方々、新規就農の方を育ててやっていく、就農してもらおうというのは必要というふうに思っている中で言えば、令和元年がゼロと。今年がどういうふうな状況分からないんですけど、こちらにまた力を入れていただきたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

中村博行分科会長 それでは進めましょう、220、221までできましたので、222、223ページ。

森山喜久委員 23節の償還金利子及び割引金で償還金14万70円、19節

から流用されて払われている件と19節の農業集落排水事業出資金のことはもし関連しているなら両方、一緒に説明してもらえたらと思います。

本多農林水産課耕地係長　まず、23節の償還金のほうを御説明いたします。

こちらの14万70円、こちらのほうが先ほど御説明した多面的機能支払の対象農地を転用外に生じて返還金が生じたところになっております。

藤岡修美副分科会長　土地改良事業費の委託料のハザードマップ、これ多分、ため池だと思うんですけど、どこのため池ですか。

本多農林水産課耕地係長　一応ハザードマップのほうなんですが、去年に策定した件数の方が32件作成しております。山陽地区については13件、小野田地区については19件作成しております。配布の方法なんですが、自治会便のほうで5月15日に関係する世帯に全戸配布をいたしております。部数といたしましては、山陽地区は45自治体に約1万3,000部配布しております。小野田地区につきましては60自治会に約5,000部配付をしております。合計で105自治会に配付をしております。全部数といたしましては1万8000部配布をしております。こちらがどうしてもため池の決壊範囲の田がありますので、同じ自治会に同じ枚数のものが入っているところもありますし、違うため池のほうも入っておりますので、部数がため池が32しかないんですが、そういった関係するところに全戸配布しておりますので、こういった枚数になっております。

藤岡修美副分科会長　国はダムの所管が経済産業省だったり、国交省だったりダムを利水と防災を調整して、大雨とか災害になったときに利水のためのダムを調整して災害用のため池とかダムに降った雨に調整して下流に流れている調整をするような考えで菅さんが過去に動いていて、これから総合治水でそういったダムとかを利用するようになると思うんですけど、こういった農業用の利水のためのため池をそういった防災に使い分けるような方向性というのは、例えば建設サイドと調整してやるような

話っているのはまだ市では見えてこないんですか。

本多農林水産課耕地係長 調整機能うんぬんっていうものについては今後、協議していくことが必要になってくると思いますが、今回このハザードマップを作成したことについては、令和元年度の7月1日にため池に関する法律ができて、それに対して農業用ため池に係る法律ができたので、それに伴うハザードマップの作成を今回行っております。

中村博行分科会長 227ページに係るところもありますね。ページを言ってもらって227ページまで行きましょう。それでは227ページほかの部分。

森山喜久委員 227ページのほうで不用額の関係で19節の負担金、補助及び交付金、林業費で127万7,000円の不用額の理由を教えてくださいと思います。

平農林水産課農林係長 不用額の主な理由といたしましては、有害鳥獣防護柵等設置事業補助金、90万円程度の支出がございますが、予算としては200万円の枠がございましたので、その分が不用額として上がっております。

中村博行分科会長 なかなか200万円が有効に使われてないということで、以前から使い勝手が悪いんじゃないかという指摘があって何か改善された部分がありますか。

平農林水産課農林係長 以前からそういう御指摘ございましたので、今年度からは担い手の方、農事組合法人とか認定農業者の方については、今まで一律に上限額が10万円だったんですけれども、そういった担い手の方につきましては管理する耕作面積も広いということで上限額を20万円に引き上げる改正をしたところでございます。

森山喜久委員 水産業の振興費の負担金補助及び交付金41万8,000円の
不用額の説明をお願いします。

山崎農林水産課技監 繁殖保護補助金については、今回については厚狭川の漁
協等、それから刈屋漁協に厚狭川とその支流の魚類資源の繁殖で補助を
したものと、刈屋漁港でキジハタ稚魚を放流いたしまして、その二つに
なったというところで不用額が出ています。あと具体的には魚食と栽培
漁業、観漁業振興があるんですけども、栽培漁業が主だったものだと
思います。栽培漁業については栽培漁業協議会というのが宇部と山陽小野
田で作られておりまして、クルマエビ、ガザミとかの補助というところ
で若干少なかったということになろうかと思えます。

中村博行分科会長 それから227ページの1番下から2番目の梶漁港^{しゅんせつ}浚渫
工事、これはもう終了したんですね。

山崎農林水産課技監 そのとおりでございます。

中村博行分科会長 それでは農林水産業費を終えまして、災害のほう、290
ページから災害復旧費、いいですか。ありませんのでそれでは農林水産
業費及び、災害復旧費のところの審査を終えます。ここで45分まで休
憩に入りたいと思います。お疲れ様でした。

午後1時35分 休憩

午後1時45分 再開

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして、分科会を続けます。そ
れでは次に土木費、8款土木費に入りますが、その前に審査事業があり
ますので27番、街路灯修繕事業について説明してください。

泉本土木課長 審査対象事業27、街路灯修繕事業について説明いたします。

85ページをお開きください。今回の街路灯修繕事業は隣の位置図にもありますとおり、有帆川に架橋されている小野田橋に設置されたガス灯の修繕です。ガス灯は橋りょうの高欄部に10基設置されており、今回の修繕については10基全てを対象に行いました。それでは今回のガス灯の修繕を実施した経緯を説明いたします。このガス灯は、小野田橋架け替えに併せて平成7年度に山口県によって整備され、平成8年4月に山口県と市で管理委託契約を締結して市において維持管理を行っているものです。ガス灯については、設置から20年以上が経過しているため老朽化による照明灯の不点が発生が頻繁に起こっており、地元自治会からも修繕の要望が度々市に寄せられていました。市としましてはその度に随時、小規模な修繕を行ってまいりましたが、根本的な解決にならないため、令和元年度に本格的な修繕を行い、不点を解消したものです。次に事業内容について具体的に説明いたします。修繕対象は先ほど説明いたしましたが、設置してある10基全てのガス灯を対象に修繕しております。事業費は、修繕料が226万8,000円で老朽化した部品の全てを取り替えました。次に光熱費については、ガス灯のガス代となっております。これは修繕前におけるガス灯の不具合によって不点が多かったため、一時的にガスの供給会社と契約を解除しておりますが、修繕によって修繕後に再びガスの供給について契約を行っているためです。修繕後の維持管理については市道管理事業の8款2項3目道路橋りょう維持費に移しております。経常経費として取り扱うようにしております。成果につきましては修繕の完了に伴い事業完了としておりまして、目標達成度についてはA評価としております。令和3年度に向けた課題及び改善策については今後の維持管理の必要性を記載しております。最後に特記事項といたしましては令和元年度完了としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 完了後に周辺の住民の方から何か意見等ありましたか。

泉本土木課長 完了後については特に意見を伺っておりませんが、やはり不点のときの要望といたしますか、付けてほしいという要望は多くいただいております。

岡山明委員 管理は市の街路灯管理委員会じゃないんですか。どこですか。

泉本土木課長 これにつきましては、施設については山口県なんですが、管理については山口県と市において管理委託契約を結んでおりまして、市が管理しております。ですから街路灯管理委員会と関係ございません。

岡山明委員 これは街路灯の部類には入らんということですか。

泉本土木課長 街路灯は街路灯なんですが、施設としての維持管理所有者が違うことになります。この街路灯につきましては、山口県が所有者、街路灯管理委員会の街路灯につきましては、街路灯管理委員会が所有者ということになっております。

中村博行分科会長 ほかにないようでしたら終わります。次に審査事業28番ですね。小規模土木事業、これについて説明してください。

泉本土木課長 それでは対象事業28、小規模土木事業について説明いたします。87ページをお開きください。事業概要にあるとおり、小規模土木事業は自治会が事業主体として実施する道路や水路及び安全施設の整備について、事業費の一部を補助する事業であります。令和元年度につきましては、平成30年度までに受付をしたもの全てと令和元年度に受け付けた道路反射鏡等、安全施設の事業として、事業実施を行っております。実施した件数につきましては、総数が42件で、内訳は、道路整備が22件、水路整備が7件、道路反射鏡が13件となっております。この事業における自治会の総事業費は、2,424万8,240円となっており、このうちの1,689万7,000円を補助金として市が支出

しており、令和元年度の決算額となっております。成果の欄を見ていただくと分かる通り、平成30年度までに申請を受け付けた事業については完了いたしております。令和3年度に向けた課題及び改善策については特にございませぬ。この事業の目標達成度はA評価としております。最後に本年度、令和元年度までに受け付けた事業について、現在執行中でありませぬ。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひします。

高松秀樹委員 自治会内調整による延期次年度以降への継続ってありませぬけど、これ1回オーケーな場合、いつまで延期が可能なんですか。

泉本土木課長 一度受け付けたものにつきましては、自治会が取下を行うまで、うちとしては受け付けた状態でありませぬ。これはなるべく自治会でしっかり調整いただひて、事業していただくという考えの下やっておるところです。

藤岡修美副分科会長 助成金の令和元年度の決算額1,689万7,000円ということで前年度に比べて1,000万円近く落ちているんですけど、これってというのは予定していた事業費執行した上で、これだけ余らせたという形で理解していいんですか。

泉本土木課長 自治会の調整が付かない場合、自治会のほうが今年度は止めたということを書いてこられる場合があります。その件数が令和元年に関しましては17件ございました。それでそのうちとしましては、約事業費、1件当たり100万円ぐらい見込んでおるんですけど、補助金として70万円掛ける17件ということで1,200万円程度の不用額が発生しておると、雨とか多い場合、緊急に小規模土木をやらなくちゃいけない場合があります。その分を含めまして、1,600万円程度の不用額が出ておるところなんんですけど、事業としましては、自治会が希望されたものについては全て実施してあります。

藤岡修美委員 17件というのは多いと思うんですけど、何か関連があったんですか。

泉本土木課長 17件に関して私どもが口を出すということはしておりませんので、特に事情も聞いておりません。申し訳ありません。

岡山明委員 関連ですけど、決算額が1,600万円で実施件数が42件で残っていますよね。これはキャンセルじゃなくて、残りの積み重ねが生じてくるという懸念を感じているんですが、どうですか。

泉本土木課長 当然17件分については本年度の積み残しですが、うちの予算措置としましては、それも十分対応しうるだけの予算措置をしておりますので、本年度、その分を希望されれば十分解消できると思っております。

岡山明委員 決算で残っているということは1,600万円の金額が少ないと産建でもいろいろ話した状況で、平成27年までは8割補助でしたよね。産建からも元に戻せという状況で毎年助成額が下がってきている。そういう形で令和元年度でまた残ったと。その辺は例えば去年までは2,600万円、今年は半分近く残っているということは市民側から要請している元の8割補助に戻してくれという話と反対の方向で結局残ったと。基本的に住民の考え方として先ほどキャンセルもあったという状況なんだろうけど、元に戻すためにも予算の確保は8割補助まで戻すことは検討できないんですか。

泉本土木課長 岡山委員が言われるとおり平成27年度にはしっかり予算を付けて74件。これは解消のために大きく予算を付けていただきました。本年度の決算に当たりましては、これは申請件数によるものと思います。うちの受け付けた申請件数に対して実施件数というのが出てきますので、うちとしては受け付けておるものに対して予算措置を行っておりますの

で、年度でやはり金額は変わってこようと思います。それとあと今の8割ベースに戻せというお話ですが、ようやく令和元年度から過去に受け付けた8割分の分がなくなってきました。私どもとしましては、今後2、3年様子を見てその推移を勘案しながら、その辺検討させていただけないかなと思っております。

岡山明委員　そういうことで、元の7割に戻していただく形で、今後しっかり検討していただきたいと思います。

高松秀樹委員　岡山委員は前回の8割に戻せという話があった。僕は個人的には戻す必要はないと、7割は受益者も負担も必要であるというふうに思っています。しかしながら、いろいろ自治会の状況を聞いてみると、例えば大きい自治会は会費も入ってきてお金もありますよと。しかし、例えば限界集落にある自治会なんかは何人しかおらん中で、ある一定の工事をして小規模土木で3割負担をするとつらいと思うんですよ。そこら辺は今一律なんですけど、行政がどういうふうに負担割合を考えているのか今後検討の余地があるのかどうなのか教えてください。

泉本土木課長　委員おっしゃるとおり軒数はそれぞれ違うと思います。その勘案というの、今後、限界集落が増えてくれば必要ではないかと考えておるのはおるんですが、やはり行政としての公平性を担保しておる形で均一の補助金になっておると思います。ですから、そこについては自治会の件数が減ってくるところが多くあれば、今後検討していきたいと思っておりますが、今のところはまだ検討はしておりません。

中村博行分科会長　検討はしておりませんかじゃなくて、議会報告会である自治会長さんが毎回のようにこれを要望されるんですよ。うちの自治会は軒数が少ないからほかの自治会と比べて負担はもっと大変なんだということで、早くからそういったことを執行部に伝えておりますので、もっと前向きな検討をお願いします。

高松秀樹委員 言うことは分かるんですよ。公平性って。つまりどこを見て公平性を担保するのかっていうところになるんですよ。市民一人一人、単価を考えると、公平性ってまるっきり逆の話になってくると思っています。でも、恐らく泉本課長も含めて皆さん現状は御存じだと思うんですよ。大きい自治会と小さい自治会でやりたい小規模土木をやれない自治会も存在しておるっていう中で、そこは今考えてないにしろ、委員長が言いました議会報告会でもそういう意見が出ていますので、協議を重ねて、違った意味の公平性が担保されるようにしていただきたいと思っています。

宮本政志委員 さっき自治会のことですから、なかなか市が口は出せませんと。ごもつともだだと思うんですよ。ただその助言っていうか例えば、その自治会の中である道路を小規模土木できれいにしますと。ところが自治会の中で実際にあることですが、そこはうちらは通らんから通る人だけで負担してくれとかっていうことはよく耳にするんです。結果、小規模をしたかったけど、できないと。そういったときに自治会長からもし相談があった場合、あると思うんですけど自治会のことなので知ったこっちゃありませんよじゃなくて、何か助言っていうのはしていますか。

泉本土木課長 先ほど、うちは自治会のことに関して口はさみませんというふうに申したんですが、御相談があればうちのほうは真摯に受けておるつもりです。当然小規模土木、道路を造ったり水路を造ったりしますので、技術的な相談はもちろん受けておりますし、費用負担についてもこういう手法がありますよということまでは相談に乗っております。ただそれ以上に市が口を突っ込んでしまうと誰から出しなさいというのがうちからどうしても言えない部分がございますので、こういう手法がありますよという程度で御相談に乗っておるのが現状です。

中村博行分科会長 申請は自治会だけれども、自治会内部で調整をされて、受益者だけが払うということも可能ということやね。それでは、小規模土

木を終わります。続いて審査番号29番、用途地域見直し事業について説明してください。

高橋都市計画課長 審査対象事業29、用途地域見直し事業について説明いたします。資料の88ページをお開きください。用途地域見直し事業は、令和元年度から令和2年度の2か年で、令和元年12月に改定した山陽小野田市都市計画マスタープランに示す土地利用方針と現在の用途地域が著しくかい離している区域を対象として、現況調査などにより抽出した見直し候補区域について検討し、新規、変更、廃止等の指定を行う事業です。用途地域見直し作業については、現況調査、見直し地区の抽出、見直し案の作成等を業者に委託しておりまして、令和元年度の決算額は委託業者が実施しました業務内容に関する支出となります、調査委託料の744万8,100円です。成果としましては、今年度で業務が終了し、最終的な手続となる決定告示は令和3年2月を予定しています。令和3年度に向けた課題及び改善策については、都市計画マスタープランの改定を10年後に予定しているため、用途地域の見直しもおおむね10年後を予定しています。目標達成度につきましては、令和元年度の実施内容が予定通り完了したためAとしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

中村博行分科会長 それでは質疑を求めます。先ほどと若干関連があります。

藤岡修美副分科会長 事業としては、令和元年度、2年度の2か年で今回の決算に当たる744万8,000円というのは、これは、一連の業務契約の中での出来高払いという形で理解していいですか。

高橋都市計画課長 この事業につきましては、2か年の債務負担で予算を組んでおりまして、1年目にやる事業内容を現況調査、見直し地区の抽出、それから見直し案の作成まで入れておりまして、それに対する成果が出ましたので、それに対する支払いということになります。

中村博行分科会長 それでは終わりました、審査番号30番の竜王山公園オートキャンプ場改修事業遊戯施設改修事業について説明をお願いします。

高橋都市計画課長 審査対象事業30番、竜王山公園オートキャンプ場改修事業について説明いたします。資料の89と91ページをお開きください。竜王山公園オートキャンプ場改修事業（遊戯施設改修事業）につきましては、竜王山公園オートキャンプ場にありますが、竜の遊具のローラー滑り台の滑りが悪くなったローラー289本と着地部のマットの交換を行うものです。令和元年度の決算額は、その工事請負費259万5,912円です。財源としまして、そのうちの250万円はふるさと支援基金を充てております。成果としましては、部分的な補修となりましたが、滑りがよくなり、改善することができました。令和3年度に向けた課題及び改善策については、設置から20年経過するため、いずれは大規模な補修が必要となってくると思います。目標達成度につきましては、予定どおりの事業が完了したためAとしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしく願いいたします。

高松秀樹委員 最後に言われましたけど、利用できる程度には改善できたということは、もちろん十分ではないということで、さらに今後大がかりな補修が必要になってくるとありますが、この補修について今どのような考え方を持ってらっしゃるのか教えてください。

高橋都市計画課長 この竜王山公園オートキャンプ場の遊具に限らず都市公園にあります遊具全体につきましては、一般会計の公園管理費の修繕費、年間で約700万円から800万円ありますが、それを活用いたしまして部分的な補修は少しずつやっっていこうと思っております。ただ、この竜の遊具につきましては、構造体がステンレス製ということで、その構造部分が駄目になるというふうなことはなかなか想定しづらいので、部分的な補修を一般会計の予算で少しずつやりながら延命処置を図って

いこうと考えております。

高松秀樹委員 公園の遊具ってということで竜王山のオートキャンプ場の位置づけそのものっていうのは、いわゆる交流人口の増加という面もあると思います。つまり市外の方が来られてここで楽しまれるというところで、今ちょっと見てないんでどういう状況か分かりませんが、あんまりみずぼらしいような状況だったら困るなど。優先度を上げてまず外から人が来る場所をしっかりと補修してもらいたいというふうに思っているんですが、その辺はどうですか。

高橋都市計画課長 今、高松委員が言われるように都市公園にあります大型複合遊具で1番のメインは竜王山公園オートキャンプ場の竜の遊具と、江汐公園にありますアスレチックです。一般会計の修繕料を使ってこれまでも大規模ではありませんが、この竜の遊具にあります例えばFRP製のチューブスライダーに四、五十万円掛けるなど優先的に修繕は行っておりましたので、今後もそういう方針でできるだけこの2か所については集中的に投資していきたいなと思っております。

宮本政志委員 ちなみに設置して何年ぐらいですか。耐用年数何年ですか。

高橋都市計画課長 竜王山公園自体が平成13年の3月に供用開始した公園になりますので、その直前にこの複合遊具はできたということになります。遊具につきましては、耐用年数という考えではなくて標準使用期間という言い方をするんですが、この標準使用期間というのは通常の維持管理を適切に行えば安全に使うことができる期間というふうに定めておまして、複合遊具につきましては15年と定めております。もちろん今、一般的な考え方を申した訳で、気象条件とか利用状況によっては消耗品的な部分はどうしても老朽化していきます。ローラーは消耗品的な部分ですので、その補修が必要になったということです。

高松秀樹委員 平成何年かだったか思い出したんですけど、滑り台で滑るがくっとジャンプするような形になるとかっていうのを度々聞いたことがあって、実際本当にそういうことがあったのかどうなのか。今回これ補修をされていますよね。実際いろんな人が滑ってみて、安全性に問題がなかったのかどうかを教えてください。

高橋都市計画課長 今委員言われるとおり、この竜の複合遊具というのは頭から尻尾までの竜を模した形での大型複合遊具を設置です。真ん中にあるチューブスライダーが滑り過ぎて子供が飛び出るとか、尻尾部にある滑り台なんですけど、その勢いにつきすぎてぽんと着地するときにはねるという話を聞いたことがあります。私は実際に子供を連れて滑らせたんですけど、例えば滑り面の服との相性とかそういう形によってはどうしてもスピードが出るなっていう感じはありますが、安全基準に基づいて作られた遊具ですので安全だというふうに思っております。

中村博行分科会長 ちなみに、事故は今までないということよね。

高橋都市計画課長 ありません。

中村博行分科会長 それでは次、同じところですけども竜王山公園オートキャンプ場改修事業、電気設備改修事業について説明してください。

高橋都市計画課長 審査対象事業30、竜王山公園オートキャンプ場改修事業について説明いたします。資料の90と91ページをお開きください。初めに訂正をお願いしたい箇所があります。R1決算額の財源内訳の欄ですが、事業費の合計金額1,974万5,000円を全て一般財源としておりますが、100%、地方債が当たりますので、地方債の欄を1,970万円とし、一般財源の欄を4万5,000円としてください。大変申し訳ありませんが、修正をよろしく申し上げます。竜王山公園オートキャンプ場改修事業（電気設備改修事業）につきましては、竜王山公

園オートキャンプ場内の高圧受電設備と照明制御盤を更新するものです。令和元年度の事業につきましては、高圧受電設備、いわゆるキュービクルを更新する事業で、決算額は、詳細設計業務の調査設計委託料49万5,000円と更新工事の工事請負費1,925万円です。成果としましては、今年度、照明制御盤の更新工事を行いまして、大規模な電気設備の更新は完了する予定です。令和3年度に向けた課題及び改善策については、江汐公園と有帆緑地の高圧受電設備の更新を予定していますので、継続して事業を実施していく必要があります。目標達成度につきましては、予定どおりの事業が完了したためAとしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

森山喜久委員 今回の大規模の電気設備の関係でこの電気設備自体の耐用年数は何年なのか。実際ここ何年経過したのか、それを教えてもらっていいですか。

高橋都市計画課長 耐用年数は10年になります。供用開始につきましては、先ほどの遊具と一緒になんですが、この公園自体を平成13年の3月に供用を開始しておりますので、その少し前に設置が完了しておりますので約20年経過しているということになります。

中村博行分科会長 それでは30番は終わりました、31番の小野田駅前地区都市再生整備計画事業について説明ください。

高橋都市計画課長 審査対象事業31、小野田駅前地区都市再生整備計画事業について説明いたします。資料の92と93ページをお開きください。この事業につきましては、小野田駅前地区の41ヘクタールについて、平成27年度に策定した小野田駅前地区都市再生整備計画に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間で道路、公園、駅前広場等の整

備を行う計画です。令和元年度の決算額は、日の出公園及び市道整備工事の前払金1,694万円、6件の用地購入費1,450万7,883円、6件の補償金1億1,201万8,883円、道路橋示方書改定に伴う設計委託料11万円の1億4,357万6,766円です。財源内訳は、国庫支出金5,320万円、地方債8,130万円、一般財源907万6,766円です。なお、日の出公園及び市道整備工事につきましては、県道小野田美東線との接続協議に不測の日数を要したことから、繰越しとしております。成果としましては、今年度が5箇年計画の最終年度となりますが、事業は概ね順調に進んでおります。令和3年度に向けた課題及び改善策については、令和3年度に事業評価を行う必要があります。整備計画の評価指標であります駅前商店街通りの通行者数の調査を行う予定です。目標達成度につきましては、おおむね予定どおりに事業が進んでいることから、Aとしております。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

岡山明委員 用地購入でこの建物の補償、これは昨年度に終わっていると思うんですけど、まだ補償物件の撤去には時間を要するというので、年度が変わって令和元年度に係っていると思うんですけど、そういう補償は全て完了したという状況ですか。

高橋都市計画課長 用地購入につきましては、まだ1名の方と事業用地の用地交渉しております。逆に言いますとその方以外は全て購入が完了しておりますので、おおむね事業は予定どおりということでお話しさせていただきました。岡山委員が言われる繰越しで、例えば解体が終わらないと土地の登記ができませんので、それに伴いまして用地費も繰り越したりということなんです。

高松秀樹委員 図面付けとってですよね。これで見たらどこまでが令和元年度で終わっているんでしょうか。

高橋都市計画課長 資料が白黒ですよね。大変見にくいんですが、位置関係は小野田駅がありまして小野田駅前広場の位置はお分かりいただけると思いますが、図面でいうとその右側に日の出公園、旗揚げしておりますが、日の出公園整備事業とそれを取り巻く道路、市道が2路線あります。整集中的に整備をしているのが、この日の出公園とそれを取り巻く市道2路線それから南側に延びております生活道路整備事業です。今年度、舗装工事、それから公園を完成する工事を発注する予定としております。

高松秀樹委員 終わっているところを全部教えてほしいんです。

高橋都市計画課長 終わっているところを旗揚げしておりますので、左の上から申し上げますが、高質空間形成施設、駅前広場美装化整備事業、駅前広場街灯整備事業は終わりました。その右側の駅前広場イルミネーション事業も終わりました。その右側の市道小野田駅前9号線については事業中です。街路灯整備事業については削除ということにしております。その下のポケットパーク整備今年度予定しております。その下の日の出公園と市道小野田駅前8号線整備事業については、今年度完成させる予定です。その左に行きまして生活道路整備事業についても今年度完成させる予定です。左側になりますが、生活道路整備事業は横線で消しているんですが、これは行わない予定としております。最後になりますが、真ん中の下辺りの市道小野田駅前7号線整備事業は消してあるんですが、これも取りやることにしております。

高松秀樹委員 三つ取りやめがありますよね。取りやめということはもう今後もしやらないということになるんですか。

高橋都市計画課長 今回のこの事業は5か年ワンパッケージの事業ですので、取りやめたということよりかできなかったのが、整備計画の変更をやっています。その際には国からやれなかった事業はほかの事業でやってくださいということを指導されましたので、ほかの財源を探しまして、

今後やっていく予定としております。

恒松恵子委員 確認なんですけど、駅前のトイレのなさが大変な課題で、日の出公園はちゃんとトイレは設置される予定ですか。

高橋都市計画課長 公園整備の施設の内容につきましては、説明会を行ったとき、トイレは必要ないという御意見がありましたので、トイレを造る予定はありません。

森山喜久委員 93ページの整備方針の概要の部分で計画区域の居住人口、1,331人から1,380人に拡大という数字なのかなというふうに思っているんですが、ただその一方で92ページで意図は人口定住を促進するための市街地の整備なんだと書いてあるんですが、この辺の関連性の説明をお願いしたいと思います。

高橋都市計画課長 この事業をやる目的が、もともとは今回事業をやる区域は土地区画整理事業でやるエリアにしておりました。ただ土地区画整理事業では地元の合意形成、事業費の捻出に大変時間と費用が掛かるということで方針を転換いたしました。今回の都市再生整備計画でやろうということになりまして、区画整理の事業計画区域を廃止すると同時にこの計画を作りました。それまでは建物でいいますと三階建て以上が建てられないなどの規制が掛かっていたんですが、この計画を作ったことによりまして、その規制が解除されております。その規制が解除されたことによって、3階建て以上の建物が建てられるということで土地の高度利用が図られ、実際に駅前では三階建てのアパートが建っています。こういう形で道路や公園を造りますとその沿道環境の土地利用が進むということで、それを期待しての定住人口の増加という計画にしております。

高松秀樹委員 恒松委員がトイレのことを言われたんですけど、駅前商店会通りの通行者数を増やそうということですよ。ここでのぎわいを創出し

ようっていうときに、JRの小野田駅にトイレがあつて閉まっていた時期がありましたよね。恐らく行政の方々の御尽力によってまた空けてもらったと思うんですけど、貼り紙を見ると、また変な使い方をすると閉めますよっていうことになってくるとトイレが1個もないと。そもそもトイレがないようなところに、商店街に行くのかっていう話になると思うんですよ。トイレって生理現象なんでやっぱり我慢できないこともある。例えば、県外市外から来た人達がJR小野田駅に降りましたと。さあトイレどこですかと。中にはあるんですよ。中にはあるけど降りた後にトイレないんですよというのが本当にふさわしいのかどうなのかって考えるんですよ。ポケットパークにという話、ここにトイレをという具体的な話じゃなくてもいいんですけど、そういうことは今後考えていただけないかなという気はしています。恒松委員も一緒だと思うんですけど、でないとお店に借りに行くようになりますよね。そういうところって本当に表玄関としてふさわしいのかなって気がしているんですけど、そこはどうなんですか。

高橋都市計画課長 高松委員の言われるとおり小野田駅前のトイレにつきましては、いたずらが非常に多いということでJRが閉められたんですが、地元の方の強い要望がありまして現在は使えるという状態ですが、また使い方によってはいつ閉められるかわからないという不安定な状態です。公共がトイレを造るときには、地元なり関係団体の皆様に清掃ですとか通常の維持管理をお願いするというのが大前提になろうかと思います。もしJRが今あるトイレを閉められたときには、市のどこの部署が造るのかは分かりませんが、どこか公有地なり市が先導して地元の団体若しくは地元の自治会が維持管理をやりますというふうなことを検討いただければ、建設については検討できるんじゃないかと思っております。

中村博行分科会長 先ほど高松委員から出ました今の図面ですが、カラーのものをせめて委員だけには配布していただくようにお願いします。

高橋都市計画課長 速やかにA3で配付させていただきます。

中村博行分科会長 それでは、これで31番はよろしいですね。それでは審査事業はこれで打ち切りますので、時間の関係でここで休憩を入れたいと思います。5分ばかりということで35分から再開しますので、暫時休憩に入ります。

午後2時30分 休憩

午後2時35分 再開

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして分科会を続けます。それでは決算書の土木費、236ページから審査に入ります。236、237ページで質問があれば。ないですね。238、239ページ、それぞれしっかり見てチェックされておりますのでいいかと思いますが。それでは次に行きます。

高松秀樹委員 240、241ページ。道路橋りょう維持費の工事費請負費、市道小野田六ノ割線ってどっからどこまでの線ですか。それとその下の小野田須恵線っていうのはどっからどこまでですか。

泉本土木課長 市道小野田六ノ割線舗装補修工事の工事範囲について、これは県道小野田美東線、丸喜のあるところからずっと入って行って消防署までの間を工事しております。実質路線としましてはサンパークの県道につながるまでが1路線となっております。それから、市道小野田須恵線につきましては旧の消防署、県道小野田港線というのがあるんですが、その交差点部分から理科大までがずっと市道小野田須恵線になっておりますが、港町のアルク前ですね。その交差点から交差点までの間を舗装補修工事しております。ちなみに小野田須恵線につきましては、これで一応一通りの歩道舗装の補修は完了しております。

恒松恵子委員 委託料の凍結防止剤配置業務委託料ですが、これは市内全域の温暖化が進んで、出動の機会が少ないような気がします、毎年同じ予算でよろしいですか。

泉本土木課長 これにつきましては雪が降ったときに必要となりますので、温暖化という御意見もございますが、雪は降ると思いますので、予算としてはこのまま継続したいと考えております。

森山喜久委員 同じく13の委託料で機器保守管理委託料というのは昨年なかったと思うんですけど、どういうことか教えてください。

泉本土木課長 建設経営につきましては図面と大型コピーを使うことがありますので、大型プリンターの機器管理補修費となっております。

岡山明委員 河川費ということで、今回内水の対策用で下津ばかりでその他は全然入ってないんですよ。排水処理場施設っていうか、そういう部分の費用というのは全然出てないっていう状況ですか。

泉本土木課長 内水排除施設につきましては、うちが今持っておる排水機場、それから管理しております樋門等全て委託料に入っております。ただ工事といたしましては東下津で増設を行っておりますので、そのほうに大きくお金があるということになっております。

岡山明委員 そういうことでほかの施設に関しては維持管理は当然出ていると。それ以外の工事関係という補修とかはないと。そういう状況で例えば台風10号が来るという状況の中で浸水の問題が出ると。高千帆の排水機場も可能性があるんじゃないかという状況で、高千帆と下木屋にも排水ポンプがありますよね。その辺の整備は市として、現状としては維持管理で済んでいるとそういう状況の中で、機能強化するのは難しいんでしょうけど、機能の低下した部分の補修というのは計画性を持ってされ

ているかどうか聞きたい。

泉本土木課長 今言われるところの補修については、これは維持保守契約を結んで定期的に行っております。それと下木屋につきましては、もともと2トンしかなかったものを3トンに増やしております。あと高千帆の排水機場につきましては、これは農林水産課のほうの管轄になるんですが、ただ、内水ということでうちも連絡を取りながら排水機場をかけておるかという連絡等は雨の日には取っておる、そういう状況です。

岡山明委員 農林水産課の担当ということで、西の浜も農林水産課が管轄と。高千帆台も土地改良区の管理が市でやっているという状況で、その辺で取扱いの部分がなかなか農林水産課と土木課とで排水機場でトラブルがあったときに担当課はどこなのか明確になっているんですか。

泉本土木課長 すみ分けについては明確になっておると思うんですが、災害時には総務課の危機管理室が全て取り仕切っております。ですから高千帆の排水機場とかで不具合があれば農林水産課に連絡が入るようになっておりますし、土木課のほうで管轄の排水機場で不具合があれば、土木課のほうに連絡は行っておるようになっております。あともう一つ防災体制なんですが、これにつきましては、建設部と直接関係ある農林水産課のほうで合わせて、防災体制を取っておるつもりですので、その部分についても十分対応できておると考えております。

中村博行分科会長 どこに連絡しても連結されているから大丈夫と。以前にもそういったケースがありましたね。

高松秀樹委員 岡山委員が言われたのに関連するんですけど、高千帆地区のいわゆる洪水対策がどのような進捗状況なのか。

井上建設部次長 高千帆の浸水対策については一般会計ではなくて下水道の企

業会計でやっているんですが、都市計画が先ほどの図面を出しました小野田駅前地区の都市再生整備事業に併せて新しく道を広げるところに水路を入れるというところで、沖中川から郵便局までを行く細い部分のところに入れる計画を持っておりまして、昨年度の予算で用地だけは取得をしております。今年度次の工事請負費を計上しておるんですが、これは先ほどもありましたけども、用地購入とのセットで拡張できたところに水路を入れるようにしておりますので、待機している状況です。

高松秀樹委員 本会議場でも何回でも聞きましたけど、短期計画、中期計画、長期計画の話でまだ短期計画さえも終わってないという状況ですね。それで今回の台風も心配なんですが、高千帆地区からいうと南部地区の上のほうなんですね、今言われるところが。市民病院が下のほうで下のほうに水が流れていきますよね。いつも心配なのは農林水産課の話になるんですけど、今言うと、高千帆排水機場のポンプなんですけど、お答えできれば答えてほしいんですけど、どのタイミングでポンプを回されているのかなあと思います。時々見に行くんですよ、大雨が降ると。まだ回ってないよとか、もう回っているなっていうのがあって、どういう判断か分かれば教えてほしいです。

井上建設部次長 下木屋はそうなんですけど、ポンプはある程度水位が高くなってこないとポンプが掛けられる運転水位がございますので、それになればマニュアルに沿って掛けていくようになるんですけども、それが何メートルになったら掛けるかというのはそれぞれポンプ場によって違いますので、申し訳ございません。高千帆の排水機場がどの水位になったら掛けるようになっているかっていうのは把握はしておりません。

高松秀樹委員 つまり、農林水産課じゃないと答えられませんということではないんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 明後日、台風が来るんですけど、高千帆地区は過去も浸水という状況だったんですけど、例えば1時間当たりの降雨量というか、住民の方が一番心配されるんですけど1時間当たりの降雨が何ミリまで排水機場のポンプが耐えられるのか。目安は何かあります。例えば40ミリとか50ミリ、60ミリ、70ミリの雨量でもポンプの能力としては耐えられるとか、それが50年に1回の100ミリ近くになるとどうか、それを確認したいんですけど。

森弘建設部長 農林水産課の話なので詳細までお答えできませんけれども、あそこが浸水するという事で想定したのは、3年確率降雨強度と10年確率降雨強度についてです。3年確率は42ミリの雨が降ったときに、どこまで浸水するかということを出しました。42ミリの雨が降ると必ず病院の辺りは浸水すると。浸水で染み出したものを取るためには何をしたらいいかっていうのが高千帆地区浸水対策です。だからあそこの農林のポンプが幾らまで、水をはく能力があるかを検証するわけではなくて、これだけの雨が降ったときにどこが浸水してそれを解消するためには何をしたらいいかっていうそういう手法の解析をただけなので、岡山委員が言ってらっしゃることはお答えできるデータを持っていません。

岡山明委員 浸水対策が完成してないという状況で、用水路が万全な体制になれば、高千帆の排水能力で耐えられるという設計の下で作られているということですね。国の基準で例えば、10年を基準として出されて、ポンプが設定されたと思うんです。そういった意味でそれまでのポンプ場に水が入る用水路が完成すれば、国の設計の基でのポンプ排水量で処理できるということで42ミリであれば耐えられるということですね。

森弘建設部長 42ミリであろうが55ミリであろうが、降った水をはけるような水路とポンプを付ければ必ず水をはけるんです。ただそれを造るための工費と時間、これがなかなか捻出できないので今苦慮しているという状態です。

中村博行分科会長 要は高千帆の排水機場は農業用で造ったわけで、防災関係で造ったわけではないんですよ。そういった防災が近年非常に重要になったということで農林水産課の排水機場も強化していかないといけないという方向に来ているだけで、もうええやろ。

岡山明委員 下木屋の分は土木課のポンプですよ。あれはどういう設計の下でポンプを設置されておるか。同じように何をもってポンプの能力を設定されているんですか。雨量に対してポンプの基準はどうなっていますか。

井上建設部次長 直接私も担当したわけではないので、先輩からの引き継ぎなんです。事業が全然違いまして下木屋にあるポンプは救急内水排水対策事業といいまして、有帆川で実は救急内水排水でポンプを付けているのは下木屋と有帆の梅田と船木にあるんですけれども、要はその有帆川で大雨が降って内水で川があふれたときにこの三つでポンプが助け合っていて、移動式のポンプですけれども船木がつかれば下のほうのポンプを持って行って吐き出す。有帆の梅田がつかれば周りのものを持っていくということで、その3か所で融通しあってやるという機能のものでございますので、直接その辺りのポンプの能力とかっていうところと当然下げる助けにはなっておりますけれども、それだけで全てが解決するというもので付いているものではございません。

中村博行分科会長 ゲリラ豪雨とか、そういうものに対応するために造ったわけではないので随分と遅れてきているわけですね。移動式と言われたけれども一遍に降ったらどうするかという問題があるのと同じで、一つ一つ改善していく以外にはないというふうな認識ですね。高千帆地区は副委員長がずっと関わって言われてきたところでもありますよね。やはり早く事業化をしてもらわないと各地で起こっているような大災害の二の舞になったらいけないので、その辺をしっかりと考えた中で進めていただきたいと思います。

井上建設部次長 下水道課で雨水計画の見直しの中で、沖中川について効果的な方法はないかと。新たに導水路を造りポンプを造って、直接有帆川上流側のほうで抜いて下流側に水の流量が減るような方法がないかということで、今、全体的な見直しをかけておりますので、その結果が出れば何らかの対策は道筋が立つと思います。それから事業化に向けて努力してまいりたいと思います。

中村博行分科会長 高千帆排水機場の能力が要するに毎秒何トンなのかということがまた重要になってくると思います。そうしたら245ページまで。先ほどあった東下津のこの事業っていうのは、今年度で終わりですよ。

泉本土木課長 本年度で完了です。

中村博行分科会長 245ページはありませんか。246、247ページ。248、249ページ。

中村博行分科会長 本会議場でも街路樹の根の問題があがって、249ページの下から四つ目ですかね、街路樹の管理委託料。これはどういうふうな形でされているか説明してください。

高橋都市計画課長 この街路樹管理委託料につきましては、主には高木せん定業務の委託料になります。

中村博行分科会長 地域としては市内が主だったところということですか。

高橋都市計画課長 この路線につきましては、市道にある街路樹、それから県道にある街路樹で毎年やる路線と3年に1回程度やる路線を決めておりまして、それを順次やっているという状況です。

岡山明委員 街路樹の管理は県道だろうと市道だろうと市が管理しているんで

すか。

高橋都市計画課長 まず市道の街路につきましては当然、都市計画でやっておりますが、県道については管理協定がありまして、路線ごとにちょっと違います。ですからそういう管理協定に基づいて、県道の街路樹の管理を市がやる路線もあれば、そういう協定を結んでないところは、当然県が自分でやられているということで、路線によって位置づけが違います。

中村博行分科会長 250、251ページ。有帆の処分場ですよ。令和元年度で終わりですかね。

高橋都市計画課長 そのとおりです。今年度で終わります。

中村博行分科会長 ほかはいいですか。251ページ。252、253ページ。

岡山明委員 253ページのアスベストの調査委託料ということで今回、アスベストの調査義務法が改正されていると思うんですけど、県が運用されて市は関係ないという形でありますか。業者からのアスベストがありますという報告は、県に対する報告義務があるんですか。

辻永建築住宅課長 岡山委員の御質問とは若干変わってくるんですけども、このアスベスト調査委託料というのは、同じ年度の中で平原団地の古い建物の解体工事を実は行っておるんですけども、それに当たって、事前にその建物の内部に包まれた形でアスベストがあるかどうかを調べるということで、今回外部に調査委託をしました。状況が分かったので、解体の設計に一応反映させていただくとともに、委託料を支出しているということです。

岡山明委員 委託料の意味は分かるんですけど、法が改正されたんですね。5ぐらいに。そういう状況で建物を解体するときに、工事の元請業者がア

スベストがあるということで報告しなさいという義務が課せられているんですが、それは市が関わっているか、県が担当になっているか、それはまだ分からんという状況ですか。

辻永建築住宅課長 承知しておりません。

森山喜久委員 13節の委託料のところで耐震診断員派遣業務委託料があります。昨年は55万円の決算だと思いますけど、今年は100万円と。これは件数が増えたのかなというふうに思うんですが、説明をお願いします。

辻永建築住宅課長 調査業務として派遣をした件数ということでいいますと14件になります。決算額としては103万6,000円です。

中村博行分科会長 耐震診断はされるけども、実際にそれを耐震化をしようというのが少ないというふうに従来あったんですが、やはり今年度もそうですかね。

辻永建築住宅課長 今年度に関してはまだどうなるか分かりませんが、市に申請したいということで申出をされた方はいらっしゃいます。ただ、それが最終的に実施に至るかどうかもまだ分かりません。

恒松恵子委員 委託料の空き家家具撤去などの委託料ですが、本来入居者がするような気がするんですが、これはどのような場合に適用されるのか教えてください。

辻永建築住宅課長 空き家家具撤去等業務委託の大半はハウスクリーニングという、今まで空き家だったところは汚いままという部分もありますので、きれいにして新しい入居者に提供するために清掃を行います。そういう業務委託を実際に行っているのがほとんどです。

中村博行分科会長 以前家具なんかを残して、亡くなったりしたケースで、家具の処理等の説明があったような気がするんですけども、そういうケースでなくて、今年度は今おっしゃったようなことであるということですか。

辻永建築住宅課長 そういうケースがあった場合は、この同じこの予算の中から支出をさせていただくということで間違いありません。

高松秀樹委員 今の話で、件数とどういう業者がこういう業務に当たるのか。又は発注するときに市内業者に発注しておるとか、また契約形態はどういう契約になっているのか。入札なのか随契なのか、見積り合わせなのか。

辻永建築住宅課長 1件当たりおおむね金額的には3万円から4万円です。部屋の状況によって金額が変わるケースはありますが、個別に発注をしているということになります。主には清掃業の登録のある業者と記憶しております。令和元年度について件数としては23件です。

高松秀樹委員 それは見積りを提出してもらって、見積り合わせかなんかで発注しているということですね。

辻永建築住宅課長 金額が少ないので基本的には業者1社だけで対応させていただいています。

高松秀樹委員 業者1社だけにとというのは、市内業者の特定の1社に全ての仕事を任せているってことなんですか。

辻永建築住宅課長 特定の1社ではありませんが、そのときそのときで別々の該当する業者に依頼をするということになります。

中村博行分科会長 254、255ページ。住宅リフォーム助成金がずっと1,000万円計上されているんですけども、非常に要望の多かった事業だというふうに考えていますけれども、現状はどういう件数ですか。

辻永建築住宅課長 令和元年度におきましては、受付期間は5月7日から1月31日としておりました。申請件数が179件で最終的に助成に至ったのが177件ということで、助成金額は満額予算を使い切ったという状況であります。

中村博行分科会長 ここまで漏れがあったら受け付けます。土木費いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入に入りましょう。それでは12款、62ページから。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしたら13款1項1目土木費の分担金、急傾斜ですね。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは14款7目土木使用料。（「なし」と呼ぶ者あり）2項1目の総務手数料。72ページ6目土木手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）15款1項3目74ページ災害復旧、それでは4目土木費国庫補助金。（「なし」と呼ぶ者あり）交付金全般でしようと思う。要望額のどのぐらい見てもらっていますか。以前6割っていう時期がありましたよね。ものによって違うかもしれないけど。

泉本土木課長 令和元年度、道路事業につきましては、全体の約89%がついております。

高橋都市計画課長 都市計画で言いますと都市再生整備計画事業補助金を頂いておりますが、平成28年度から今年度までの5か年の内示率で言いますと、1年目は31%、2年目は78%、3年目は75%、4年目が81%で最終年度であります。今年度は100%であります。

辻永建築住宅課長 社会資本整備総合交付金ですけども、要望額が688万8,000円に対して344万4,000円、土木費国庫補助金の部分で

2分の1ということです。

中村博行分科会長 次に16款2項6目86ページ目の土木費県補助金、次3項5目88ページ、次に17款2項1目、2項不動産売払について。

高松秀樹委員 この市有地売払なんですけど、どこの市有地ですか。

高橋都市計画課長 小野田駅前で、以前日の出市場という起業家支援センターの位置づけがあったと思いますが、もともと商工労働課の所管だったんですが、小野田駅前事業をやるときに普通財産に落としまして、代替地ということで御用意しておりましたのでそれに関わる売払いです。

中村博行分科会長 それでは、19款次に21款4項2目土木費の雑入。

森山喜久委員 8節の土木費の雑入で港湾管理費の2,400万円はどこから入るか教えてください。

泉本土木課長 これは山口県と小野田港に関して協定を昭和40年に結んでおります。港湾利用料に関して県が諸費用を抜いた上でその半分についてうちに交付されるものです。

中村博行分科会長 それでは22款1項5目土木債。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは④終わりました、⑤の歳入に入ります。30分まで休憩しましょう。それでは暫時休憩。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

中村博行分科会長 それでは休憩前に引き続きまして分科会を続けます。

河口経済部長 先ほど、歳出に關しまして商工労働課、農林水産課でお答えが
できなかった部分を担当のほうから説明をさせます。

村田商工労働課長 商工労働課分で森山委員から御指摘を頂いた件ですが、審
査資料の95ページ。中小企業振興資金等融資事業についてなんですが、
平成29年度の決算額の中の金融機関預託金が1億4,100万円とな
っておるんですが、平成31年度の予算審査資料の平成29年度の金融
機関の預託金が1億1,600万円となっており、どちらが正しいのか
という御質問でしたが、今回の数字が正しいです。この預託金は、市の
制度融資の預託金のほか政府系の金融機関である商工中金の市内事業者
への貸付額に対しても預託しておりまして、この2,500万円がこの
数字に含まれていなかったということが原因でございます。さらに、今
年度の資料の活動指標又は成果指標の欄で平成29年度の融資実績額が
1億1,600万円となっておりますが、これは大変間違いで次のペー
ジの②の融資金額の平成29年度の融資実績額が9,330万円と記載
しており、こちらもどちらの数字が正しいかということなんですが、資
料の96ページの数字9,330万円が正しい数字になっておりますの
で、95ページの融資実績額の平成29年度の1億1,600万円を9,
330万円に変更していただけたらと思います。御迷惑お掛けしました。
それと森山委員から96ページの融資件数の平成29年度が15件とな
っていて、平成31年度の予算審査資料が14件となっておりどちらが
正しいかという御質問につきましては、今回の15件が正しい数字でし
た。御迷惑お掛けしました。最後に高松委員からの御指摘、御質問いた
だきました地方バス路線の維持費補助金は何パーセントが地方交付税に
算入されているかという御質問ですが、80%です。報告は以上でござ
います。

本多農林水産課耕地係長 先ほどの森山委員の御質問に回答させていただきま
す。まず郡川東地区の地区内の対象筆についてですが、293筆になっ
ております。土地所有者の方も先ほど回答させてもらったとおり、74

名になっております。現在の耕作者数ですが、12名になっております。
うち、認定農業者の方が3名になっております。

中村博行分科会長 歳入から行きます。13款1項2目。農林水産業費分担金
これについてあれば。1項4目4、5、6労働費。2項1目。4目農林
水産手数料。5項商工手数料。15款1項3目災害復旧費次16款の1
項3目農林水産業費2項4目農林水産費県補助金、商工費17款1項2
項1目中小企業労働者共済会出資金運用収入、19款1項6目津布田1
丁田かんがい排水。これは別紙のほうで基金のトータルはありますね。
21款に行きます。次のページ。

高松秀樹委員 雑入の市民農園利用料25万6,000円。令和元年度の市民
農園の状況をお願いします。

平農林水産課農林係長 今直近の数字しか手元にないんですけども、高栄に
ついては利用が41、空きが4でございます。続きまして、烏帽子岩の
市民農園につきましては、利用が30で空きが14でございます。山陽わ
くわく農園でございますが、こちらは利用が13で空きが13ほどござ
います。

中村博行分科会長 7款商工費雑入110ページの下、商工債。（「なし」と
呼ぶ者あり）では経済部の歳入部分について終わり、これで産業建設分
科会の全ての審査を終わります。分科会をこれで終了いたします。お疲
れ様でした。

午後3時40分 散会

令和2年9月4日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 中村博行